

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十五号

昭和四十七年五月十六日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 塩川正十郎君

理事 永光君

理事 小濱 新次君

理事 高島 修君

理事 中山 正暉君

理事 橋本登美三郎君

理事 三池 信君

理事 井岡 大治君

理事 横山 利秋君

理事 林 百郎君

出席政府委員

警察庁長官 後藤田正晴君

警察庁刑事局長 本庄 務君

安部局長 務君

自治政務次官 小山 省二君

消防庁長官 降矢 敬義君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 川崎 幸司君

安部防犯少年課長 鈴木 貞敏君

警察庁警備局長 岸 良明君

労働省労働局長 加藤 孝君

労働省職業安定局長 永瀬 章君

消防庁消防課長 日原 正雄君

地方行政委員会調査室長

委員の異動

五月十六日

辞任 細谷 治嘉君

補欠選任 井岡 大治君

同日 井岡 大治君

補欠選任 細谷 治嘉君

五月十三日

地方公務員共済組合制度改善等に関する請願

(山口鶴男君紹介)(第三〇八二号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二〇号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

消防に関する件について調査を進めます。

大阪千日デパート火災について、当局から報告を求めます。小山政務次官。

○小山政府委員 御心配をおかけいたしました大阪千日デパート火災の概要につきまして御報告を申し上げます。

去る五月の十三日夜発生いたしました大阪千日デパートの火災は、百十七名というとうとうとい犠牲者を出す惨事となりました。まことに痛ましい事故であり、心から遺憾に存じ、災いにあわれた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に対し衷心よりお悔やみ申し上げる次第であります。

以下、その概要について御報告を申し上げます。

出火の場所は、大阪市南区難波新地にある千日デパートでありまして、火災は、五月十三日二十二時四十分ごろ消防機関側に通知され、翌十四日七時四十分には鎮火したものであります。

事故のあった千日デパートは、鉄骨鉄筋コンクリートづくり、地下一階地上七階建てで、延べ面積は二万六千五百平方メートル、高さは約二十二メートルございました。この建物は、昭和七年に建築され、昭和三十三年まで歌舞伎座として使用されてまいりましたが、その後、昭和四十二年九月に、貸し店舗として、現在の使用状況の形で建築確認を済ませました。現在は、地下一階を機械室及び店舗に、一階、二階をデパートに、三階、四階、五階を衣料品売り場に、六階を遊技場に、七階をキャバレーとして使用しております。

出火したのは三階の衣料品売り場で、出火原因については、工事関係者の失火によるものと言われておりますが、なお調査を続けております。

出火後約四分で消防隊が現場に到着し、直ちに消防、救助活動に従事いたしました結果、二階から四階までの売り場約八千八百平方メートルを焼損しましたが、七階への火災の拡大は防止することができました。

ところが、七階のキャバレーには客及び従業員合わせて約百七十名の方がおり、また、三階から六階までには工事関係者若干名がおりました。七階は、通常、エレベーター二基のみで昇降し、階段に通ずる部分の防火戸はすべて閉鎖してありましたので、当日も、出火後の停電によるパニック状態もあって、避難に困難を来したし、窓から飛びおり墜死した者十六名、墜死したと思われる者五名のほか、避難ができず、煙によって死亡した者、はしご車等により救出後死亡した者を含め、死者百十七名に達しました。この間、消防隊のはしご車等による必死の救助作業等によって五十三名を救出しております。

この建物の消防用設備は、警報設備として、火災報知設備、消火設備として屋内消火せん設備、スプリンクラー設備が設けられており、また、避難設備として利用できる階段が四カ所ありましたが、これらはいずれも閉鎖されておりました。さらに、七階には、救助袋が一カ所設けられておりながら、使用方法が適切でなかったため、有効に使用ができませんでした。

この建物では、消防機関の予防査察上も、消防設備の面では、現行法令上特に指摘すべき点はない反面、その運用面に欠ける点が多かったように思われます。

今後、事故の原因をさらに徹底的に究明し、これを教訓として、避難誘導訓練の徹底、この種複合用途ビル等の共同管理体制の強化及び用途規制の検討、避難路を煙から守るための措置などを重点として、建設省とも十分協議の上、今後の対策に万全を期することといたしたいと存じます。

なお、このため、とりあえず、現地消防機関に

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十七年五月十六日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十七年五月十六日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十七年五月十六日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十七年五月十六日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十七年五月十六日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十七年五月十六日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十七年五月十六日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

対しては、特に、上層部に不特定多数の者を収容する建築物、中高層の複合用途建築物等の避難体制及び通報、避難設備の総点検を早急に実施し、緊急時にこれらの機能が十分發揮できるよう指導と査察を強化するよう指示したところでございます。

以上御報告を申し上げます。

○大野委員長 以上で報告の聴取は終わります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 大阪千日デパートの今回の火災の件につきまして、若干の点について御質問をいたしたいと思うわけですが、それに先立ちまして、ただいま次官より御報告がございましたように、死者として百十七名、負傷者として四十九名という、非常に大ぜいの方々につきまして死傷者を出した。なお、当時の状況を新聞紙が報道しております。その写真の中には、あるいは窓側に相擁して死亡し、あるいはフロントにおきまして大ぜいの方々死亡しておる、その写真が載っております。そのさまを拝見いたしましたして、ほんとうに涙なきを得ない惨事であろうと思うわけでございます。そういう意味から、なくなられた方方に対し心から御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方、その他関係者の方々に対して、深くお悔やみ並びにお見舞いのお言葉を申し上げたいと思うわけでございます。

次に、質問をさせていただきたいわけですが、きょうは、建設省あるいは通産省、その他これに関連してお尋ねしたい省庁があるわけでございますが、消防の部面に限局いたしましてお尋ねをいたしたいと思っております。

先ほど次官の御報告の中にありましたように、本件大阪千日デパートは、かつての旧歌舞伎座の建物だと御報告がございました。要するに、一つの新しい建築をされまして、用途目的がきっちりとまわっております。従来、従来の建物を改造いたしましたいろいろな用途に使うという場合におきま

しては、消防の部面におきましてもいろいろな苦心があるところであらうと思うのです。また、新しい建物を建てて、その用途目的がはっきりしておるときはやり方とは多少違うところに、一つの大きな落とし穴と言いましうか、非常な問題点があるような感じが印象的にいたすわけですが、委員会としまして、つぶさに現地を視察して、二度とかかる悲惨事の起こらないようにしなければならぬような感じがいたすわけでございます。

が、そういう意味からいたすわけですが、最近新聞その他でも報道がございまして、建築材におきまして有難いものを発生させる、特に煙を多く出させるとか、いろいろな多くの問題がございまして、この対策につきまして、建設省関係あるいは自治省と消防庁だけでは対策は十分でないと思っておりますけれども、本日は消防関係だけにしまして若干のお尋ねをいたしたいと思うわけでございます。

それで、まず、今回の事故が発生したということについて、一体どういうところに大きな事故原因があるかと消防庁としてはお考えになっておられるか。その点をお尋ねしたいと思っております。

○降矢政府委員 今回の多数の死者が出ました原因はいろいろあると存じますけれども、今回、全く端的にこの事件を見ますと、三階売り場にあります衣料品を中心にして火災が出ました結果、火災は五階でとどまりましたけれども、煙が発生いたしました。それが七階に参りました。しかし、七階は、いま政務次官の御報告がありましたとおり、エレベーター一基——当時は一基だけになったわけでございますが、出入口でありました四つの階段はいずれも閉鎖をされて、いわば密室のような状況になっておりました。しかも、そのドアは施錠されておりました。開くことができないという状態でありまして、したがって、一瞬の間にあのような多数の死者を出したというのが直接的な現象であらうと考えております。

○上村委員 私どもは本件建物の構造につきましてよく存知しておりませんのでお尋ねをいたしたいと思っております。

いと思うわけですが、旧来の建物を、その建設当時の使用目的と違つたいろいろな用途に現在使われておられるわけですね。そういう点から考えますれば、その構造上の施設について、消防の現在の立場から言つて完備していないという点があるのかないのか。また調査中で、その点をはっきりしないのかどうか。その点につきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

○降矢政府委員 この建物は、四十二年に現在の使用目的変更の確認を得ておりますが、消防の立場からこれを見ますと、複合用途ビルの中の建物、階段が全部で六つございまして、しかも、屋上へ出る階段及び七階から外に出る階段はついておるわけでございます。したがって、避難という点からいたしますと、施錠されておるドアがこの瞬間において開扉されておるならば、相当多数の方々が外に出られる状況に相なつておつたわけでございます。そういう意味で、避難の立場から見まして、今回の事故は、実は、私たちは、現場におる支配人が、管理人として、ドアをあけるマスターキーを持つておつたように聞いておるのであります。本人自身がまだ警察のほうで調べられております。本人に直接会つておりませんけれども、関係者の言ではそういうことも言われておりまして、そこがどうも最大の問題であるというふうに考えておるわけでございます。消防施設それ自体につきましては、消防の査察からいたしまして、現行法に照らしまして、今回の事故を引き起こすに至つた原因となるような欠陥はほとんど指摘されておられません。そういうことでございまして、現場にある支配人、つまり、防火管理者の行動あるいはふだんの心がまえというものが今回の事故を大きくしたように感ずるわけでございます。

もう一つは、いま御指摘がありましたとおり、このビルはいろいろな用途に使われております。この用途がそれぞれ別でありますと同時に、六階までは大体午後九時で終わる、七階は十一時までやっているというふうに、営業あるいは活動を

している時間が違つておるわけでございます。そこで、それぞれの立場から、使用する階段について、営業時間が過ぎればシャッターを締めてしまつてしまつたことが行なわれておりました。しかも、これが結局避難を不可能にならした一つの要因でもあつたわけでございます。また、同時に、営業主体ごとに防火管理者はそれぞれ別になつておりました。これが共通した管理、つまり早期発見、早期通報、安全早期避難という点におきまして、共通の管理体制を整えておりませんでした。したがって、保安要員が火災を発見し、気づいたしまして、消防に知らせ、同時に、七階におる——つまり、そのときは七階しか営業しておりませんでした、七階の営業しておる場所に対する火災の覚知ということをやつておらないやうでありまして、七階の方々は煙が上がつてきたというところで承知したような事情があります。この辺は複合用途ビルあるいは雑居ビルと言われておりますビルに対しての管理体制というものが重大な不備、欠陥がございまして、これが今回の避難をおくらしめたことの原因になっておるやうに考えております。いずれにいたしまして、複合用途ビルの管理というものが、早期発見あるいは早期通報、早期避難というもののについて一元化されていらないというところに重大な問題があると考えておるところでございます。

○上村委員 大体そうであらうと推測いたすわけでございます。特に、中高層ビルの中で、複合用途ビルというもののにつきまして、新しい一つの大きな問題点を投げかけておる。今回の事件はそうであらうという意味で、慎重に原因その他対策について御検討願つて、二度とかかることのないやうにしなければならぬと思うわけですが、いま、長官の御説明によりまして、避難設備という点に非常な欠陥があつたのではないかというやうなことになるかと思つております。要するに、屋上に上がりますところのつららがかがかかつておつて、どうしようもなかった。これは管理体制の問題にもからんでくるだらうと思つて、ま

た、その点からいいますと、避難設備という点に非常な欠陥があつたのではないかというやうなことになるかと思つております。要するに、屋上に上がりますところのつららがかがかかつておつて、どうしようもなかった。これは管理体制の問題にもからんでくるだらうと思つて、ま

た、いろいろと建築構造の關係にもからむかと思
います。

ちよつと観点を變えまして、一点お尋ねをいた
すわけですが、御報告によると、消防職員が十三
名負傷をされており、警官が二名負傷をされてお
るということですが、職務のことでほんとうにお氣
の毒であると思ひまして、つしんでお見舞いを
申し上げるわけでございますが、今回の火災発生
について、消防の施設というものの、器具という
ものもつと充実しておたならばこれを助け得た
というように、今度は逆に消防活動の面におきま
すところの器具、施設というようなものについ
てお考えになっておるかどうか。その点はいま
ところいい、これで十分だとお考えになってお
るか。その点をひとつお尋ねをしておきたいと思
います。

○降矢政府委員 今回の活動で職員の方が負傷を
したわけでございますが、現場に到着いたしまし
て、相当の火災がありまして、いわば耐火構造の
中で多量の可燃物が延焼しておるといふ状況でござ
いまして、したがって、いろいろな施設、たと
えば防毒マスクとか、そういうものももちろん全
部用意してございます。はしご車につきましても、
大阪としては七台出動いたしまして、外からの
救助に当たったわけでございますが、実際の負
傷した原因がどこにあるかといふことにつきま
しては、私のほうで参りましたけれども、まだ調査
がそこまで至らなかつたわけでございます。

いま御質問のございましたような点、こういう
ことを教訓にして施設の改善についてさらに
とてあるかどうかといふことは、さらに検討
させていたきたいと思ひます。

○上村委員 私はこの程度で質問を終わりたいと
思ひますが、一度現場その他もよく見て——従
来、火災とか災害は、起きてからびっくりする
というふうなことになるのですが、火災とか
災害というふうなものは、起きないようにする
ということが第一義的なものだと思います。けれ
ども、起きてしまつた以上はどうしようもござい

ませんので、これを一つの大きな教訓として、二
度とかかることのないように、かかる事故の起き
ないように配慮しなければならぬと思ひます。

いづれいろいろな資料が整いました後にまたあ
らためて質問をさせていただきたいと思ひまして、
私としましてはこれで終えたいと思ひますが、塩
川委員から関連をいたしましたし御質問をされま
すので、お許しを賜りたいと思ひます。

○大野委員長 塩川正十郎委員の関連質問を許し
ます。

○塩川委員 二、三簡単に聞きしたいと思ひま
す。簡単に答えを願ひたいと思ひます。

防火施設について、消防のほうから、こういう
施設をするといふことをよく言われます。器具等
についても、備えつけをしる言ひをします。けれ
ども、建物が建築許可される場合、いわゆる建築
基準法に基づく仕様書の中にそういうようなもの
が組み入れられていないものが多い。たとえば、
いまはやりの中高層ビル住宅の五階建ての大きな
ものがあります。ああいうようなものでも、避難
はしごをつけるのか、袋をつけるのか、そういう
ことをおっしゃるけれども、建物を建築する
ときにそういうものをめ込んでおくといふことが
ない。最近においてはそれは相当配慮されてお
るけれども、いままでのものは、たとえばはしごを
つけるか、袋をつけるか、袋をつけるか、はしごを
つけるか、それができていないから、真剣に取り
組まない。住んでおる人も投げやりになつてし
まつておる。こういうことになるのですが、要す
るに、そういう消防防火施設、予防施設という
ものと、建築基準法にいう建築の仕様の関係とい
うようなものはきつちりしておるのでしょうか。
消防は消防でこういうようなものをつけなさいと
指示をするが、建築認可を受ける場合の申請書で
は、そんなものあつてもなくてもいい。それでは
だれもつけません。その点どうなつておるの
ですか。

○降矢政府委員 現在の法制では、いま御心配の
点は、消防設備士というのがあるおきりま
して、それが消防法に基づいて工事のときに設計を
おして、そして着工届けを出すといふことになつて
おるのでございまして、いまお話がありま
したような古いビルにつきましては、その点はお
そらく御指摘のとおりであると思ひます。

また、私たちのほうで、四十四年に改正をして
いただきました、誘導灯とか、あるいは避難器具
とか、異常警報設備等につきましては早急に適用
をさしていただきまして、そういう関係で、古い
建物については、先生御指摘のような点があると
存じますけれども、現在の法制ではそういうこと
を防いで、あわせてやるという仕組みにしてあり
ますが、なお十分に留意してまいりたいと思ひ
ます。

○塩川委員 それでは、最近になつてそういう高
層建物、中層建物の建築認可をするときには、消
防関係の共管事項として承認を得るのですか。こ
れはどうなつていふんですか。

○降矢政府委員 消防法第七条によりまして、建
築主事等が確認をする場合には、あわせて事前に
消防の同意を必要とするといふことになつており
ます。

○塩川委員 その同意をした以上は、そういう防
火施設といふものを取りつけ得られるように
んと設計上はなつていふんでしょね。

○降矢政府委員 先ほど申し上げましたように、
そのようにしてあります。

○塩川委員 そうすると、あとはそういう取りつ
けた器具の訓練といふことが、運用、こういうも
のだけであるといふことなんですね。それは確か
にそういうふうになつていふでしょうか。消防庁と
して、自信を持ってそういうことが言えるでしょ
うか。最近の建物の中で、しっかりした建築主の
場合は、往々にしてそれは大部分は達成されてお
るように私は思ふのですが、しかし、間々、建築
後の確認といふものが、使用してしまつてから起
こるんです。使用してしまつて一年、二年たつて
から実は消防検査があつて、これは抜けておるで

はないかといふような問題が多い。そういうよう
なもの逸脱といふものに対する対策を講じてお
るかどうか。

○降矢政府委員 先生御指摘のように、予防検査
によつて消防施設の維持管理等に消防側としては
万全を期するといふことにしてあるわけではござ
いませんが、予防検査の結果、もちろんいままでも
館等の火災でもありましたように、するべきもの
もしていないといふことも発見されておりました。
これは、告発という前にさらに命令をかけた
で、期日を指定してこれをさせるというふうなこ
とで、消防側としては、必ずこういうふうなもの
を整備させるようなことをさせる体制をとつてお
ります。

いま御指摘がありましたように、この運用の問
題につきましましては、査察のときに、もつと機能的
な査察を——つまり、非常の際にどうして動かす
のか、はたしてそれはうまく作動するのか。単に
施設があるといふような査察でなしに、そういう
ような査察教育的と言ひますか、機能的と言ひま
すか、そういうような査察をせひしなければいか
ぬといふことをもちろん痛感しているところござ
いまして、いま御指摘にありましたような点は
さらに注意をして、十分に留意して施行してい
きたいと思ひます。

○塩川委員 たとえば、非常口がかぎがかかつて
おつて逃げ場がなかつた、上に上がらうと思つて
も上に上がれなかつたといふような場合は、責任
はどうなるのですか。

○降矢政府委員 今回の非常口につきましましては、
いま私たちの承知しているところでは、支配人が
マスターキーといふものを持っておつて、そし
て、非常のときには支配人があけるといふこと
になつておるようになつておられます。ただ、現
在、支配人そのものが逮捕されておられますから、
直接こちらに聞いておられませんけれども、平日デ
タウンしか開いておられないので、夜はブレイ
クアップにマスターキーを渡してあるといふよう

ことを言っておりますので、支配人がその際あけられる仕かけになっておったわけでございます。この点、本人がいち早く避難しましたので、どんなにかぎをもつてあけられなかったというのが実情でございます。

○塩川委員 それから、先ほどの話に少し出ました防火施設のいわば防火責任者、これは、こういう雑居ビルの場合、責任体制はどうなるのでしょうか。すなわち、防火責任者というのは、各契約使用者ごとにつくっておる。大体そうだろうと思いますが、それをさらに統括して、ビル全体の防火責任者というのがあると思うのです。そうした場合、三階でそういう工事をやっておるとい

ような場合に、七階の防火責任者とお互いの連絡というものがとれっこないだろうと思う。そうした場合に、ビル全体を管理しておる防火責任者というものが全面的に責任を持って、いわゆる管理をしていかなければならぬ。こういううまいになるわけですね。そうした場合に、ビル全体の防火責任というものはつきりとおったのか。千日デパートビルですか、あのビル全体の管理体制というものは、おたくのほうで査察をされた場合に明確にとれておったかどうか。

○降矢政府委員 防火管理体制は、複合ビルであっても、それぞれの施設ごとに置くということにしてありますので、七階には、いま申しました高木という支配人が防火責任者として届けられております。三階、四階はニチイの管理者が届けられております。あとの分は千日デパートの人間が管理者として届けられております。そして、全体の管理につきましては、その管理者が協議して共同防火管理、総括防火管理者というものを選任して、避難、早期発見、通報というような権限をそれに付与するということですが、三者協議の上で全体の防火、防災体制を統一するような仕組みに法律上してあるわけでございますが、三人の防火管理者の間で協議をしての共同防火管理の責任はまだ行なわれておりませんでした。したがって、それぞれのところで防火管理をやるということに

なっておったわけでございますが、もとより、この火災が起きた場合に、保守要員のところに火災通報を今回もやっておるわけでございます。保守要員のところにそれを受けました場合に、それを通報するところ、これは、三者の間で協定をしておいておったわけでございます。しかし、全体として、われわれが予想しているような共同管理体制というものはまだでき上がっておりませんでした。

○塩川委員 そうすると、ビル全体としての責任というものが、今後そういうものに対する指導をきびしゅうやってもらわなければいかぬわけですね。最後に、補償問題ですが、遺族に対する補償。新聞で見ましたら、とりあえず葬祭料として二十万円渡したというのですけれども、私らの感じでは、こういう雑居ビルで、しかも直接の事故を起こしました死者を出したところ、あるいはその関係のあるところで完全に補償が行なえるのだからかということが心配なんです。しかも、旅館等におきましてはきびしく保険等に入っております。客の保険があるが、こういう施設のところは、聞いてみると保険にも入っていないそうなんです。そうしますと、全部その企業の負担においてやらなければならぬことになってくると思うのです。そういうときに、これは全額補償すべきが当然であるが、能力のないようなときにはどういうふうになるだろうかという心配が起る。そういうものに対して、消防庁としてはどういうふうに感じておられるか。これは将来の問題でありましょうから、答えられる範囲内でけっこうです。

○降矢政府委員 ただいまの問題につきましては、旅館等の事故にかんがみまして、いま御指摘のような保険によってそれを担保するようなことをわれわれとしてもすいぶん懇願してまいりました。その点は御指摘のようななかっこうになっていくわけでございます。この問題につきましては、大臣も大阪に行かれました。その際、市長ともいろいろお話をされておるようでございます。この

デパートについては、ある程度資力もあるようでございますので、したがって、その点は市長のほうにもお願いをして、あるいは、人によっては、生活保護といいますが、そういうような状況にならないとも限らないような状態の人がおるようでございます。そういう点は、市長のほうに大臣から十分お願いしてまいったようでございます。

が、見た人たちの批判が出ておりましたから、まづ聞きましたら、保安員が火災を発見したのは二十二時三十八分。それから、その保安員から一番、警察のほうに直ちにかけられているわけですが、警察は三十九分に受けております。そして、二〇番から一九番、いわゆる消防局のほうに通知をしているのが四十分、それから消防車が直ちに出勤命令を受けて、四十二分に出動しております。現場に到着したのは四十四分、自動車の数は八十一台、そのうちのはしご車が七台、空中放水車が五台、これだけを含んでおります。したがって、大阪のほとんど全市の消防車がそこに行つたというように考えていいのではないかと思います。したがって、消防局としては非常に迅速な処置をとったと考えられます。同時に、警察のほうも、非常に早い警備体制をとっておりになります。四十五分に、現場に、機動隊の二個中隊と、それから南署の署員全員を出している。こういうことでございまして、四十八分には一千名の人間を動員している。こういう状態でございますから、非常に迅速な処置をとられて、円滑に消防活動が行なわれたというように理解をしたいと思います。ではないかと思ひます。

そこで、いま言われておりました管理体制ですが、お説のとおり、千日デパートには千日デパートの何がある、ニチイにはニチイの何がある、キャバレーにはキャバレーの何がある、と、これを総合して、保安要員として毎日何人かを置いておる。したがって、その保安要員自体がそのキャバレーの支配人に通報することはできたとして、それから指示がでけない。こういうところに、雑居ビルと申しますか、複合用途ビルの一つの欠陥があると思うのですが、この点について、今後どうしたらいいか。この点を考えていくべきだと思ふのですが、何か考え方がありましたら、お教えをいただきたいと思ふのです。

○降矢政府委員 いま先生御指摘のところは一般の問題であらうと私も思っております。それで、先ほどお答えいたしましたとおり、昨年、法律を

結局、将来こういう大きな問題が起きた場合にどうするかということでございますが、第一次的には、やはり出たところの問題でしようけれども、たとえば災害の救済というような問題もある程度話が出ています。その点は、災害とこういうふうな火災と同一に考えていいかどうか、ちょっと私はいま断定できませんけれども、犠牲者について、そういうかっこうで、法的な、あるいはそれに準ずるようなものについて考えるかということについては、将来の問題として考えていきたい。さしたたは、いまの旅館、ホテル等に行なわれておりますような保険制度というものを活用した何かが考えられぬかという気が私はいたしますけれども、将来の問題として考えておきたいと思ひます。

○大野委員長 質問を終わります。

○塩川委員 質問を終わります。

○井岡委員 私、千日デパートでなくなつた百十七人の方々並びに四十九人のけがをなさつた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げて、質問に入りたいと思ひます。

実は、昨日、私は視察をしてまいりました。そこで幾つかの問題点を発見したわけですが、いま長官からお述べになつておりました複合ビルの管理体制の問題は、ぜひ改めていただかないと、たとえば一階、二階は火災はないわけですが、三階、四階、五階が焼けている。三階、四階はまるっきり焼けてしまつている。それから、六階は火災を起してはいない。七階は全くどうにもなつていない。そのままだです。そういう状態でありまして、そこで、いろいろ新聞などで報じております

改正して、雑居ビルで統一的管理体制ができないときには、その統一的管理体制をやれという命令を、建物を使用する権限を有する者、つまり、いまの場合で言えば三者あるわけでございますが、三者の責任者に出せる仕組みをつくっていただいたわけでございます。その中に、統一管理者として何をやるかという、あるいはいまのことばで言えば、どういうことをやる権限をお互いに委任するかというのを三者の間で協議してきめるところが、現実には、先ほど申し上げましたとおり、この統一的管理者を設けるまでに至っていないのでこの事故になったわけでございます。私は、私案ではありますが、いま考えておりますのは、早期に意見を、早期通報をする、そうして避難すること。この三点につきましては、法律でどういうビルについては義務づけをする。要するに、お互いの話し合いでなしに、義務づけをして、たとえばいま先生からお話があったように、一カ所で、保安要員のところでその点だけ一括して、全部指示命令もできるようにする。少なくとも、この点だけは、協議でなしに、制度的に確立しなければいけぬのじゃないかというところを強く感じておるところでございます。

○井岡委員 これが確立されないと――あの階段は、緊急避難階段でなくて、普通の階段を使用できておれば問題はないわけなんです。御報告があったと思いますが、そういうことなんです。ところが、その各階をおのおのが管理しておるものから、その大きな階段が――歌舞伎座だつたもので、非常に大きな階段です。幅は四、五メートルぐらいあるでしょうが、その階段が使用されておらない。しかも、ここはガスは通っておらないわけ。何にもよれどもありません。ほかはまっ黒けになってますけれども、そこはよれがないわけなんです。だから、そこを通り抜ければ使用はできるわけなんです、その使用ができなかった。ここに最大の一つの原因があると思う。もう一つは、先ほど言われておりま

したように、屋上のドリームランドに上がれば、それはいいわけですが、それ自体は、管理者が逃げてしまつておつてどうにもならなかった。それからもう一つは非常口、それ自体も管理者が逃げたしまつてどうにもならなかった。と同時に、普通のカーテンがあるわけですが、そのカーテンをきづけておいてるわけですね。だから、従業員は、ここが非常口だということを知らなかった。だから、そこにはだれも来ていない。死んでいる場所をずっとしを付けてありますが、全部そこまでは来ていないわけ。みんな自分のおつたところぐらゐのところで窒息死している。こういう状況です。ですから、こういう点について早急に結論を出していただきたい。これが一つです。

それから、きょうは建設省がおいでになりましたが、これは建設省の問題でございますけれども、消防の側からこれは建設省に要求をしていただきたい。そして、改善してもらいたいと思うのですが、御承知のとおり、三十七年に建築基準法をつくつて、これから建築をするビルについてはこれこれこういう設備をしないといふ、こういうことをやらないといふように規定をしてあります。が、三十七年以前のものについてはこれは適用しないことになっております。ここに問題があると思うのです。ですから、消防のほうも、建築の側も、警察も、消防局長、建築局長、警察の刑事の庶務課長にきていただいて私は事情を聴取したわけですが、消防の側も、警察の側も、建築の側も、全端、われわれの手に負えないところがあります。三十七年以前の建物については、われわれとしては、こういう指示をしたい、こういうように避難場所を設けたいと考えるけれども、それは免除されておることであるから、おかまいなしといふことになっておることであるから、われわれはどうにも手のつけようがありません。この点をぜひひとつ改めてもらいたいといふことを繰り返して言つておいてになりました。ですから、消防の側の立場から、長官はこの点消防協会などでや

かましく言っているのだというようになっておりますが、これらの点について長官の御答弁をひとつ伺つておきたいと思つております。

○降矢政府委員 端的に言ひまして、私たち同感でございます。建設省も昨日そういう問題について話し合いをいたしております。今後とも法律の改正も必要なことでございますので、いわゆる避難といふような見地から、少なくとも、必要な施設は、消防の側からでも適度適用をしようというふうに考えてくれぬかと申しましたが、建設省のほうもそういう空気を非常に強く持つておるようでございました。さつきのお話をしました。が、今後、両者の間で、そういう問題を中心にぜひ実現したい。そういうように措置していく考えてございます。

○井岡委員 それからその次の欠陥は、複合用途ビル、いわゆる雑居ビルと言つておられるこれらについて、統一した火災警報機がないということですが、この点については、これは消防の側でございますが、どこか一カ所が火災を起しますと全館に響くような統一した火災警報機を取りつければ、この点が必要ではないかと思つております。が、長官のお考えをお伺いしてみたいと思つております。

○降矢政府委員 このビルは、御案内のとおり、手でボタンを押して、そして保安室に通ずる。それを受けた保安要員が放送設備を通じて全館に知らせるといふしつかけになっております。で、いま先生のおっしゃつたのは、おそらく自動火災報知機だろふと思つております。この点につきましては、消防法を四十四年に改正いたしましたときに、この自動火災報知機を設置する場所を、原則としてはやはり適及しておりませんでした。御案内のとおり、ホテル、旅館、病院、文化財だけに限らず、これは適及させたいわけでございます。今回の事件にかんがみまして、特に、いま、デパートのような、燃える多量の煙を同時に出すような可燃物が大量にあるような施設につきましては、私たちは、自動火災報知機の適及適用を、病院、ホテル並みにぜひ考えていきたいという気持ちを痛切に

持つております。そうすれば一瞬にして全館に指導できるというふうを考えておりますので、ぜひ検討させていただきたいと思つております。

○井岡委員 これは法律で規制をすることも必要でございますけれども、これは悪い意味においての大都市における典型的な火災だと私は思うのです。これは単に大阪だけでなく、きのう東京で調べたところ、東京にもたくさんあるといふことらしいですね。そうだとすると、これは早急に、省令なり何なりによつてとりあえずやつておくといふことをしておかないと、法律改正といふことになりまして、この間やりました、また追加をしてやるということでは、一年先にならなければできぬということになります。ですから、私は、ぜひこれをやつていただきたいと思つております。が、この点、考えるだけでなしに、明確に御答弁をいただきたい。

○降矢政府委員 いまお話しがありましたような点につきましては、行政指導とともに、政令等の改正でできそうでございますので、至急検討させていただきたいと思つております。

○井岡委員 もう一つ、これはだれに聞いていいかわかりませんが、政治的な問題ですから、次官にお伺いしたいと思つております。あゝいう高層のビルで、しかも、非常に高いところにキャパレーなどの営業を認めること自体が間違ひではないかと私は思つております。この点は、警察のほうも、やかましく言つていました。あゝいうところに規制がないもので、私のほうも文句の言ひようがありませんので、こういう話をしておりました。が、私は、この点はぜひ考える必要があるのじゃないかと考えるのですが、この点、政治的な問題ですから、次官からお伺いしたいと思つております。

○小山政府委員 御指摘のように、適当でないとは考えますが、最近の高層建築などを見ますと、一番高いところに食堂などを設けるように、言うならば、客を誘致するに急のあまり、そういう防火面からの点などが考慮されずに、最近たいへん

たくさんさんのビルに許可が行なわれておるといこととは、これを契機に、私どもも関係各庁とよく相談をいたしまして、将来を考へて、そういう面についてはこの際できるだけ是正の方法を考へてみたいというふうに承知いたしております。

○井岡委員 特に、キャバレーというふうな、あるいは企業というのですか、御商売というのですか、あるいは、非常に不特定多数な、無責任な人たちが、無責任という表現が適当であるかどうかは別として、あまり責任を感じない人たちが集まって酒を飲んでるわけですから、責任なんて感じておたら酒なんて飲めはしませんから、だから、そういう食堂とかなんとかいふのでなくて、キャバレーというふうなものは、この際やめたほうがいいのじゃないかと思うのです。この点ぜひひとつ考へていただきたい。私は私思ふのです。

もう一つの問題は、今度の火災でおなくなりになった人は、救命袋の使用法を十分知らなかったというところでございますが、それはさておいて、その救命袋を伝わっておりしなになくなられた方以外は、全部窒息死なんですね。しかもそれは、石油繊維、石油化学製品というものからくる煙、有毒ガスというものによって窒息をされておるわけですから、ここで強く言われたことは、消防局長が、この解説と言ふんです、有毒ガスを消すような研究をいまだ進めておるけれども、まだ実用化されない、これが早急に実用化されない限りこれはたいへんなことだと言つておりましたが、全くそのとおりだと思ふのです。

【委員長退席、中村(弘)委員長代理着席】
ですから、消防庁あたりで、積極的にこの開発をするための援助をするというところは考へられないものか。これは各都道府県なり市町村でやつておつても、なかなか費用のかかることですから、実用化まではなかなかないのですね。だから、結局は国が、もうすでに開発はできているんだけれども、実用化ができないと言つていました。金がかかるんではないと言つていました。

が、こういう点については、何らかの援助をするなり、それを消防庁が引き取つて実用化のために努力をするというふうなことをおやりになるお考えはありますか。

○降矢政府委員 繊維製品が燃えた場合に、発生する有毒ガスの排除方法の研究ということは、消防研究所のほうでは現在やつておられます。これは通産省その他とお話をしまして、今後どうするか検討させていただきたいと思ひますが、私たちが、消防研究所がいま研究しておりますのは簡易ガスマスクでございます。小さなもので、これを当てることによってガスを吸わないで済むというように、非常に簡易なガスマスクの研究をしておるのでございます。これは、旅館とか、そういうところの施設に置いていただきたいと、非常の場合使つていただけたらいいということで、かなりこれは研究が進んでまいつておまして、業者のほうでも、一部ある程度完成いたしましたものもございまして、しかし、いま御指摘のように、全体として、新建材を含めた有毒ガスの発生、ある装置によって吸収をするという研究につきましても、私のほうでいまやつておられますが、これは通産省その他とお話をしまして、今後どうするか検討させていただきますと思ひております。

○井岡委員 マスクもけつこうなんですよ。悪いとは私は言いません。悪いとは言いませんけれども、百貨店で火災が起つたときに、マスク何ほ出したって、何ほ客がおるかからぬのですよ。ですから、それは、旅館とか従業員のと、あるいは定員の分とかいうんないけれども、不特定多数の集まる場所には、マスクということも決して悪いとは言いませんけれども、それよりもっと数等上なものを考へ出していだかないと、一朝事があったときには間に合わないじゃないですか。せつかく一部でも自分から開発研究して、こうしたらいいかと思ふだけでも、まだ実用化にいついていないんだと言つておるときでもありますから、これらの問題をさらに早急に推進するために御努力をお願いしたいと思います。

最後に、今度の犠牲者と申しますか、おなくなりになった方は、ほとんど家庭の気の毒な人ばかりなんですね。お客さんのほうは別として、ホステスは、御承知のとおり、一番最高の人材は五十五です。子供さんが三人あるということですね。な

くなられた方は、ほとんどみんな子供さんをかかえて働いておいた方々ばかりなんですね。そこで、この子供さんを将来どうするかといううなことが、大きな一つの社会問題として考へられていかなければならない問題じゃないかと思ひます。ところが、火災の発生したところはニチイであつて、そこにはなるほど衣料はみんななくなつてしまつておられますけれども、被害を受けたのは七階なんですね。火災の起つた原因はいろいろ言われておりますけれども、これは目下調べ中でございますから、私たちがそれにちかばしをい

れようとは思ひませんが、非常にこれは気の毒なことだと思ひます。ですから、これは、長官でなくて、次官のほうから伺いたいのですが、これらの問題について、残つた遺児なり家族のめんどうを一体どのようにして見てやるかということですね。たとえば、典型的な例を申し上げますと、七十幾つになるおとうさんがあつて、前日まである病院の看護婦長をやつておいでになつたが、婦

長ではどうしておとうさんを養つていくことができないのでホステスになつたが、その行つた日に事故にあつておいでになる。こういう方がいるのですよ。おとうさんは病気で寝ておいでになるわけですね。そういう点を考へると、一体だれが補償してやるんだというふうなことは、おとうさんはまことに気の毒だと思ふんです。あるいは、三つと六つの子供さんをかかえていたとか、六つと十の子供さんがいたとか、こんな方ばかりなんですから、ですから、この点については、これはだれが補償するんだなどという責任問題だけではない、社会問題としてこの問題を処理してあげなければいけないんじゃないかと思ふのです。次官、ひとつお聞かせいただきたいと思ふんです。

○小山政府委員 先生御指摘のように、この原因は一応調査中ではございますが、なかなか内部事情は複雑でございますので、ある意味において、責任のなすり合いというふうなことになるつており、補償問題等がたいへん時間を要するというふうなことになることも、これは一つの社会問題でもございまして。

【中村(弘)委員長代理退席、委員長着席】
政府としても、十分関係者を指導いたしまして、将来もやはりこうした問題が相次ぐことというところはあり得ることでございますので、それらの点を考へまして、関係者の補償については十分配慮をして問題の解決に当たりたいということをお答え申し上げたいと思ひます。

○井岡委員 最後にもう一度繰り返して申し上げておきますが、こういう複合用途ビル等についての管理体制をすみやかに詰めていただきたいといううこと。それから、三十七年以前の建築物に対して建築法の適用がないということで、野放しになつており、したがって、建築指導をしようとしても指導ができないという点。それから三番目は、こういう合同ビルというか、複合ビルでは、直ちに火災が探知できるように、全館に統一した装置をつけるということ。それから、有毒ガス等の問題については、すみやかに研究開発をして、実用化をするようにしていただきたいといううこと。これらのことをお願いしておきます。

また、遺族の方々は非常に気の毒な方々ばかりです。ほんとうに気の毒です。私は、五十歳のホステスというのは初めて聞きました。これが仲居さんということならわかりますけれども、ああいうキャバレーで五十のホステスというのは私は初めてで、あの新聞を見てびっくりしたんです。四十五、五十という人がおるんですから。こういう状態は、非常に家庭的に気の毒な方だということですね。そういう点を考へられて、最大の御努力をぜひひとつしていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大野委員長 桑名義治君。
○桑名委員 まず、最初に、今回事故にあつた

方に対して、必から御冥福をお祈りいたしたいと思ひます。

先ほどからいろいろと問題の指摘がございましたが、私は、今回の火災が異常なほどに犠牲者を出したという、その原因を大きく分けてみますと、まず第一に、管理体制が不備であったという点が、それから、いままでの消防体制が、現在中心とした消防体制であったが、ところが、現在の火災というものは、いわゆる煙害といひますか、煙による死亡率というものが非常に高くなつておるといふこと。それに対する研究が足りなかつたところに問題点がある。それからもう一点は、言うならば、こういう複合ビルに対する消防体制の不徹底ということが一点。さらに、先ほどから論点があつておりましたように、三十九年に建築基準法の改正があり、さらに、昨年度は、高層ビルの建築基準に対する法改正がありまして、その法の効果が波及しないといふこと。特にこういう点に問題があつたのではないかと私は思ふわけでございますが、こういった点から質問を進めていってみたいと思ひます。

まず、一点でございますが、今回の惨事も煙による死亡が中心であつたといふふうに報道によればなつておるわけでございます。現地をまだ視察してございませぬので、こまかい事はわからないわけでございますが、一応、報道機関の報道を中心にしていろいろと質問を進めていきたいと思います。戸川教授の算定によりますと、「出火場所を三階とすれば、煙は十秒足らずで七階まで上昇したことになる」といふふうに言われておりますし、「煙に巻かれると、それに含まれる一酸化炭素だけでも、〇・三〇程度の濃度で意識を失うのに二、三分しかかからない」といふふうになつておるわけでございますが、この点について、消防庁としてはどのように考えておられますか。

○降矢政府委員 煙の速さについては御指摘のとおりでございますし、しかも、先ほど御説明申し上げましたとおり、火災が起きましたから、消防車が着きましたときも、まだ、七階では煙は窓から

らは出ていなかったようでございますけれども、速さとしては、いま御指摘のような速さでおそくのはつたのだらうと思ひます。

それから、死者百十七名のうち、七階で死亡した者が九十六名ございまして、その方はほとんど、いま御指摘のように、煙による窒息死といふふうに考えております。

○桑名委員 最近の火災における煙によって死亡した人の数と言へばちよつとむずかしくなりますが、大体、死亡者の何%ぐらいを含んでいるかといふことはおわかりになりますか。

○降矢政府委員 四十五年度で見ますと、四九・二%になつております。

○桑名委員 これは、新聞では消防庁の発表といふことになつておりますが、火災の煙によつて死亡した数が六割に達するといふふうに乗つておるわけでは、多少数字は違ひますけれども、大体半分よりは煙によつて死亡するといふふうに解釈してもいいと思ひます。いままで、炎に対する消防といふことが重点的に行なわれたわけでございますが、今後、煙をどうおさめるかという方向に消防体制を切りかえていかなければならないといふふうな考えられるわけでございませぬか、その点について、消防庁としては、どの程度調査研究が進んでいるか。あるいは、法的な処置としてどのような処置を考へられているか。その点について伺つておきたいと思ひます。

○降矢政府委員 煙と同時にガスを含んでいるわけでございますが、その対策としては、一つは、建設省を中心とした消防研究所のほうでもやつておりますが、建材について、ガス、あるいはそれを燃えないようにするといふ、いわゆる不燃化の問題でございます。それから、燃えた場合に、一つは排煙の問題でございます。煙を外に出すという問題で、これは、昨年の建築基準法の改正でも、いま御指摘のように、高層ビルにつきましては、避難階段の前に一つ特殊の部屋をつくり、そこに入った煙は全部排煙機で外に出すといふような排煙設備の設置が義務づけられたわけで

ございますが、そういう点が一つでございます。それから、もう一つは、やはり避難をして外気に触れるという問題でありまして、私たちは、避難階段はぜひ屋外にするといふようなことをお願いをし、これは建築基準法の改正の問題でありますけれども、行政指導としては、外に避難をする、屋外に出すといふことによつて煙を避けるというところを研究しておるわけでございます。

なお、旅館等を中心に、先ほど申しましたように、簡易なマスクをつけておれば、吸わずに煙の中でも出られますので、そういう研究もやつておるわけでございます。

それから、もう一つは、消防研究所でやつておりますのは、防火シャッターのかわりに、ちやうどエアドアのように空気を出して、そして煙を遮断して、消防活動としては簡単にエアカーテンをくぐつていけるというふうな研究を三年來続けておるところでございます。

○桑名委員 いまのお話によりますと、エアカーテン等、いろいろなお話が出ました。実際に今回の火災を見ても、これは火災の直接の原因かどうかわかりませんが、エレベーターが故障しておつたというふうな事が載つておるわけですね。エレベーターが故障しておるという原因は、電気がどこかで切斷されたのじゃないかといふふうに考えられるわけでございます。そうなるべくと、エアシャッターというのは電気で操作するのじゃないですか。

○降矢政府委員 現在、いわゆる誘導灯であるとかその他につきましても、非常電源切りかえ装置といふものを相当のビルにみにつけておるわけでございますし、そういう施設は当然予備電源としてつけさせる必要があると思ひます。

○桑名委員 いずれにしましても、この煙の対策あるいは有害ガスの対策といふものを消防の今回の大きな一つの課題点として、これに積極的に取り組んでいくことが、いわゆる近代消防のあり方の一つではなからうかといふふうに思ふわけでございますので、そのためには、薬剤による化学的

なそういう問題もありましようし、建築基準法の問題もございまいし、あるいは物理的にこれを排除するといふ方法もございまいし、あるいはまた、ある程度法で規制をするといふような方法等いろいろあると思ひますが、多角的な方法によつて、こういった惨事を二度と起こさないような方向で、全力をあげて研究と努力を続けていたきたい。このように思ふわけでございます。

また、私は、この事件を通して考えますことは、いわゆる消防法もたびたび改正になつております。改正されることは、いい方向に改正されるわけでございますので、私は、非常にけつこいことだと思ふのです。ところが、この改正にはたして完全についていっているかといふことが一番問題になるのじゃないかと思ふのです。防火管理者といふものがございまいした場合には当然いるはずでございますけれども、その防火管理者のもとに、いわゆる避難訓練がどの程度行なわれたか、そういったチェックが実際に行なわれていくかどうかといふことがまた一つのポイントになるのではなからうかと思ふのです。話によれば、支配人は第七番目に助けられたといふことでございますが、では、支配人は、少なくともこういう避難に対する処置についてある程度の知識はあつたのではなからうか。ところが、この支配人に七番目に逃げられちゃつたのでは、あとは右左左するばかりで、お客さんは何にもわからないのは事実でございます。しかも、酒を飲む場所でございますので、そういった責任者が逃げたといふことは問題でございますし、たとえ支配人が逃げても、——大体、この場合には、防火管理者といふのはだれであつたか。こころへも今度の問題の一つではなからうかと思ふのです。このアルサロの防火管理者はどなただったのですか。また、現実にはその人はいたのですか。

○降矢政府委員 消防署に専任届けが出されておりますのは、いまお話のありました高木支配人が防火管理者として届けられております。

○桑名委員 防火管理者というのは、従業員何名

に対して何名という事でございますか。これはちょっとまだ不勉強でございますのでわかりませんが、その点お尋ねしたいと思ひます。

○降矢政府委員 収容人員五十人以上の施設に防火管理者を置く。こういうことになっております。

○桑名委員 五十人以上であるならば一人でもいいということですか。何名に対して何名という割合じゃないのですか。

○降矢政府委員 割合ではございません。一人責任者として置くということにしております。

○桑名委員 そうすると、支配人が防火管理者であつたとするならば、このアルサロについては、避難訓練が何回行なわれておつたか。また、ごく最近に避難訓練が行なわれておつたかどうか。この点についての調査はもう終わつておりますか。

○降矢政府委員 最近行なわれましたのは、四十六年の十月でございます。

○桑名委員 四十六年の十月に行なわれたとするならば、避難に対するある程度の訓練は当然行なわれておつたと思はれるのですが、いろいろな情報によりますと、避難場所のいわゆる非常ドアが締まつておつた、かぎがかかつておつたというやうな事柄でございまして、あるいはまた、そういう非常口まで行つて倒れている人はいなかったという事柄が載つておるわけでございしますが、これは全然知らなかったでございまいしょうか。

○降矢政府委員 先ほどお話がありましたように、階段のいわゆる非常口というところにつきましては、びろろどが打ちつけてありまして、一番端的に言う、クロークのうしろに、まさに、そこに、開口部を持つ階段があつたわけでございします。けれども、そのクロークのところはびろろどが打ちつけてありまして、クロークを預かっている人すらそれを意識していなかったというやうな事情がございします。同時に、また、先ほど申し上げましたとおり、下の保守の関係の方の話では、マスターキーというものを支配人に預けてありまして、それによって、屋上に通ずる階段及びクロークのうしろの階段は当然あけられるやうなことに

なつておつたのでございますけれども、支配人そのものが、いまお話がありましたように早く避難いたしまして、結局避難に対する心がまへというやうなものも実は欠けておりました。このやうな惨事になった次第でございします。

○桑名委員 そうしますと、もう一、二点お伺いしたいわけですが、警報設備は完全だったので

○降矢政府委員 消防法のたてまえから言えば、火災報知設備としての自動式のものがございまして、これは、そういう意味からは完全でございします。

○桑名委員 この、いわゆる報告書によりまして、放送設備が設置されていたが、七階だけは別系統になつていたというふうに出てくるわけですが、これはやはり、火災が起きたという放送をする設備ですか。七階だけ別にしておつたということ、これはやはり一つの不備でしやうね。

○降矢政府委員 さうでございまして、保安室から七階だけは電話で連絡するというやうなことで、七階自身には、御案内のとおり、一斉の警報装置がございしますけれども、通知するのは電話でやるというしかけになつておりました。この点は、確かにやはり一つの不備な点でございします。

○桑名委員 それから、消火設備の中にスプリンクラーは一応設備はされておつたけれども、火災の部分には設備されていなかったというやうな悪条件が載つておるわけですが、こういうことを考へてみますと、はたして適法なる消火設備が施されておつたかどうかという点については非常に疑問視される点があるわけですが、こういう建築物がございしますと、消防署が必ず調査をしているはずでございしますけれども、この点はどうなんですか。

○降矢政府委員 この点は、四十四年に、例のスプリンクラー設備の強制設置の施設を拡大いたしましたときに、病院とホテルと重要文化財だけは適及適用をいたしました。その他については適及適用をいたしませんでした。したがって、この点

については、いまのたてまえとしては適法な施設になつておるわけでございます。

○桑名委員 そうしますと、法改正はやつたけれども、法の効力の適及はしなかつたところに問題がある。この点につきましては、こういうことになるわけですね。

そこで、もう一点お伺いしておきたい点は、このビルには階段が六カ所あり、多くの死傷者を出した七階には、直通階段が五カ所通じていたが、そのうち四カ所には施錠されておつた。こういうことでございしますが、この非常の場合を考えた場合には、そういう事柄については、一切のかぎをはずしておくことが消防の立場から考えた場合は当然なことだと思ひますが、この点については、消防署の指導はどういうふうになつてゐるんですか。

○降矢政府委員 この点は、私たちは、内から錠をはずせる施設というやうなことで指導しております。昨年の建築基準法施行令の改正でも、あれは百二十五条の二だと思ひますが、やはり、内側からは施錠を錠を用いずにはずせるやうなドアにしなさいという規定を設けてあるはずでございします。もちろん、この点は、いわゆる適及適用の問題がございしますけれども、こういう規定が設けられたはずでございまして、私どもの指導としては、いま言ったやうに、盗難ということも一面あります。内からあけるとときにはキーを用いずにはずけるやうなしかけのドアということで指導してまいつております。

○桑名委員 そうしますと、大体結論的に考えられますことは、もちろん、建築基準法の効力が不遡及であるところから一つの問題はありました。それと同時に、法の改正はしたけれども、その実施についてのチェックがある程度怠つていたのではないかと、不備であつたのではないかと、そういうところに今回の災害が非常に大きくなつた一つの原因が特にあるのではないかと、こういうふうに思ふわけですが。今回の災害については、非常口があつたならば、あるいはそこへの責任者の誘導が

成功したならば、屋上に上がつてある程度助かつたんじゃないか、こういうふうになつておる程度助かつたんじゃないか、あるいは、救助袋の使用が完全に徹底しておつたならば、このくらいの人々はある程度助けることができたんじゃないかとも言われております。あるいは、救助袋の使用がわからないうで、逆に、上に乗つて下におつたことというやうな事柄があるわけですが、こういうことを考へてみますと、これは起こるべくして起こつたといふやうな大災害であるといふふうには私には考へられない。完全に現在の法律を施行しておつたならば、最小限度にこの人身事故は防げたんじゃないかといふふうに私は考へるわけでございます。その点について、消防庁はいまどのやうに考へてゐる、今後、いわゆる防火に対する、あるいは火災の避難に対するそういう対策をお考へになつていらつしやるか。その点を最後に承つておきたいと思ひます。

○降矢政府委員 制度上、運用上の点についていろいろ御指摘をいただきましたが、端的に言ひまして、いま先生が最後に言われましたやうに、この七階は火災がのほつておらないわけではございまして、煙だけでございまして、したがって、少なくとも、ドアの、屋上に出るやつと、南側にあります階段で、外部に開口部を持つ階段に出られるドアがあつておれば、おそらくこんな惨事にはならなかつたと思ひます。

制度の問題をいろいろ御指摘いただきました。当然でございしますが、まさに、この場合には、そこにある施設の運用そのものを全く熟知していなかった、あるいは、それに対する心がまへというものがこの場合非常になかつたといふ一点に尽きるわけでございまして、救助袋につきましても、使用方法を全然知らなくて本人は行つてしまつておる。こういうことでありまして、そのところから惨事について一番の問題でありまして、私たちも避難誘導訓練といふもののについて、もっと施設等と結びついた、具体的な、機能的な、教育的な訓練というものを、消防の方々が参加してこう

いう施設について行なうということが一番肝心ではなからうかというふうに痛切に考えておるところでございます。

○桑名委員 最後に、こういう雑居ビルは、新聞によれば、現在大阪では二百八十四カ所、東京では六千五百カ所というふうに発表されているわけでございます。したがって、こういう惨事は二度とあってはならないわけでございますけれども、そういう可能性は十二分に含んでいるのではないかと、私は考えるわけでございます。そういった事柄を考えますと、法が完全を守られておるとすれば、こういう惨事は防げた。そうすると、消防庁としては、こういう問題に対しては、実施訓練はある程度義務づけるということが必要であろう。それから防火管理者も、こういう一つの災害が起った場合には、一人ではなかなか適切な処置がとれない。これが複数であるならば、ある程度お互いに相談をしながら、短い間ですけれども、適切な処置をとるということもできるわけでございますから、そういう意味から、五十人以上何人までは何名、百人以上何人までは何名、何人を超えるごとに一名というふうに複数名にして、こういった災害のときにはお互いに早急に相談がし合えるようにする。そうするとお互いに心強くて、こういうときには気分が動転してしまいがちで、判断がなくなりすけれども、これが複数になれば、ある程度のそういった適切な処置がとれるのではないかと思いますので、それを複数にすることと、さらに、先ほど申し上げたように、そういった訓練については、これを義務的に一年に一回行なうという義務づけをやる。会いたくに行なうという義務づけをやる。要なポイントになるのではないかと、私には私に考えるわけでございますが、その点について伺っておきたいと思っております。

○降矢政府委員 防火管理者をまず複数にしてはどうかという御意見であります。私たちが、実際の運用は、相当な施設になりますれば、何班かに分けて、一つの管理者のもとに班を分けて、班の責任者を置いて運営するように指導しておる。まして、たとえば霞が関ビル等につきましても、防火管理者の責任者は一つでありましても、各階にそれぞれの責任者があって、班制度で、一つの統一した指揮命令のもとに班が動くというようにしてあります。私は、そのほうが実際の運用としてはベターではないかと思っております。もちろん、交代する場合には、管理者の代理者という者が責任者になってやるといふ仕組みはとっております。

それから、訓練につきましても一応義務づけはしておりますが、少なくとも年一回というふうなことにしてありますけれども、その点については、大抵、普通警備署で計画をつくりまして、二回程度を目標にしてやるようにしておるのが実情でございます。その点については、さらに現地の消防署とよく話をしまして、具体的なやり方について、どのようにやるかということもなお研究させていただきたいと思っております。

○桑名委員 防火管理者の問題でございますが、防火管理者の問題は、霞が関ビルのように、一人、あとは各階ごとに班をつくらせて、その体制をつくっていくのがベターであろうというふうなお話であります。防火管理者は、班長となるよりも、各階で防火管理者を設けたほうが、むしろ責任の度合いが違ふと私は思うのです。班長になるというよりも、防火管理者であるという自覚と責任を持たせるためには、やはり任命をするほうがベターであろうというふうに私は考えます。

それから、年一回の災害の避難訓練でございますが、これは回数は一週間に一回くらいはやるべきだと思います。さらに、警察の事故の問題を減少させるためには、ドライパーに事故の悲惨な状況を見せることが非常に役立っております。ドライパーに実際に聞いてみますと、あの写真を見ると、やはり半年くらいはよくきくと言っております。避難訓練の場合も、

火事ということはみんな案外無関心なんです。各会社で避難訓練をするぞと言いましても、なかなかついてこないのです。だから、悲惨な火事の状況の写真が、おたくにもおありと思っております。そういうものを訓練のときに全部展示して見せる。ごく最近にはこういうものがあつたと言っている。そういうことをやれば、身近に災害というものを感ぜて、そういった訓練には応じ、意識を高めることができるのではないかと。私はこういうふうな考えをわけでありますが、その点はどうでございますか。

○降矢政府委員 確かに、一つのお考え方だと思っております。また、たとえば私のほうでは、うちにおります家庭の主婦を対象にするときは、いまお話がありましたような、その近所で起きた実際の火災の実例というものをみんな展示し、また、それをもつて説明して、家庭防火教育ということをやっておるわけであります。いまのようなところをさらに現地の消防とも話をしまして、一つの考え方でございまして、ぜひ考慮させていただきたいと思っております。

○桑名委員 これで最後にしたいと思っておりますが、いすれにしても、今回の事故は、防ごうと思えば防げたというふうな考えをわけでございまして、そういった今回の教訓をそのままだにしないで、いい教訓として、今後二度とこういう惨事が起こらないように万全を期していただきたいことを要望しまして、質問を終わりたいと思っております。

○大野委員長 門司亮君。○門司委員 今回の大阪の火災による事故については、罹災者に対しては全くお気の毒と言いう以外にないと思っております。しかし、きわめて遺憾なできごとを再度繰り返さないというのが政治のあり方だと私は思います。そこで、消防法との関係について少し聞いておきたいと思うのですが、いままでの質疑応答を聞いてみますと、この問題の所在というもののについて大体わかるような気がしますけれども、まだ、どうも所在が明確でないような気がする。そこ

で、私は、消防庁の長官に一応聞いておきたいと思っております。

意地の悪い聞き方ですけれども、こういう事故は、これだけではありません。たびたび発生するのである。しかも、先ほどからお話しのよう、最近の火災というものは、いままでの火災の概念で律することのできないことはもう事実であつて、消防は、昔は火消しだと言えればそれでよかったけれども、このごろは煙消しでなければならぬ。火消しでは間に合いません。そういうことにもなるかと思つております。そういうことについて、いまの消防法というもののについての概念的改革というか、法の改正をする必要があると思つておられるけれども、そういう点について何かお気づきの点がございまして、また、同時に、この国会に消防法の一部改正が出ておるようですが、これを契機に、もう少し念の入つたものを出すというふうな考え方はございませんか。

○降矢政府委員 煙の対策につきましても、一つは、燃えない材料による建築というものにつきましても、研究所ともあわせて研究していることは御案内と思つておりますが、そのほか、火災になつた場合に煙を外に出すというわけ、つまり、避難とからみ合わせた排煙のしかけというものが、昨年の建築基準法で高層ビルにありましたが、さらに、こういうような古いものにつきましても考えられないだろうかという問題がございまして、また、火災につきましても、火がのぼる前に煙によって早く探知をして、早期避難をするという、煙探知器の普及の問題があらうと思つております。これは、先ほどお話がありましたように、自動火災報知設備の一つでございますが、こういうものの設置対象範囲の問題があらうかと思つております。

それから、もう一つは、煙が一たび出た場合に、外に早く出るといふことが肝要でございます。で、こういう施設、屋外に出る階段というふうなものについてぜひ検討をしていかなければならぬというふうに私たちが考えておるところでございます。

それから、煙を吸い取るような装置、あるいは、煙とともにガスという問題が先ほど提起されましたが、煙だけの問題につきましては、東京消防庁の研究所を中心にして、静電気によってある程度吸い取る実験的な結果は出ておるわけでございますが、ガスまではまだいいない状況でございます。そういうところは、今後さらに検討を進めていかなければならぬと考えておるところでございます。

○門司委員 いまのお話のように、消防の研究をしておる場所では、煙等を吸収するとか、集めて外に逃がすとか、どういう形にすればいいかという設備のあることも一応承知いたしております。これの検討をされておることも、いつだったか、実地に見に行ったときにあつたかと思ひますが、それはそれとして、実際問題として、そういう科学的な消防に対する一つの画期的なものをこしらへることが必要だと思ひますが、問題は、消防庁は、こういうものについて一体どれだけの調査費と研究費を持っておるかということです。今日の日本の火災の状態を見ますと、消防庁は一体何をしているのかと言ひ以外に言ひようはないと思ひます。わかり切つたことだ。こういう火災を何回も繰り返しておる。そのたびに研究所に行つてみれば、係員の方は一生懸命やつてゐることはわれわれも否定することはできないけれども、一向にその効果はあらわれてきておらない。この原因が、端的に言つて、もし、消防庁の持つ研究費であるいはこれらに使う費用が少くないこととならば、そこから直していかなければ、どんなにやましいことを言つても、実際上の火災が起ころぬとは言えないわけでありまして、どんなに万全を期しておつても火災というものは起るものであつて、その場合のことを考えると、消防関係の予算というものをふやすべきだと思ひますが、その点に關して一体どういふお考えですか。

○降矢政府委員 火災の様相というものが、御指摘のように非常に変わつてゐます。消防研究費といたしましては、先生御案内のとおりいろいろと

やつておるわけでございますが、端的に言つてどうかということになれば、私は、決して十分ではないということをお答え申し上げることができると思ひます。

○門司委員 問題はやはりそこにあると思ひます。次官のほうでもひとつよくお考え願ひたいと思ひます。世の中のほうが進んでゐるのですから、それを一つの概念として、火消しだという概念がどうもなかなか取り切れない。その上に、建材のほうはどうなんかわつてゐて、そして毒ガスがどんどん出てくるようになっておる。普通の火事であれば、木材だけなら、従来の概念からいけば、あのような悲慘事が起ころうとは思ひえられない。そこで、基本的なものとしましては、消防庁にもう少し權威のある研究所をこしらへる必要がありはしないかということが一つ考えられます。

それからもう一つの問題は、現地における監視と消防の訓練の問題であります。いまのお話のように、消防の責任者というのをきめておいたつて、責任者がいなければ何もなりませんし、責任者自身が、また十分にその役を果たすことのできないような人であつては、これまた何もなりはしない。したがつて、責任者はむしろその建物自体の所有者であることは間違ひないのであつて、その人以上に責任者があるはずはないのであつて、現場の責任者としては、単なる責任者の届け出といふのではなくて、この場合にも、夜ではあつても、ある程度のそれを補助するといふような人が必要ではないかと私には考えられる。火災というのは、起ると非常に大きな損害を与えるが、しかし、常時それに備えておくといふことも何だかむだのような気がするものであつて、往々にして人間の節約なんというものはその辺から出てくるというところなんです。ところが、その油断は非常に大きな問題であつて、今度のような問題も引き起こすのではないかとということが考えられる。したがつて、消防法の改正の中には、いまのような

ただ、建物で何人以上がいなければならぬとい

うようなしやくし定本的なものではなくて、消防要員というものが大体どのくらい必要かといううなことがある程度きめられる必要がありはしないかと私は思ひます。いま、会社や工場にはおの消防隊員を持つておつて、ある程度の自家消防も持つておるが、こういう建物にも自家消防の必要があるのではないかとすることが私は痛切に感じられる。もしそういうものがあれば、もう少し嚴重にこういうものを防止することができはしないかと思ひますが、こういう構想についてのお考えをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○降矢政府委員 危険物関係につきましては、いま、法律制度によつて、自衛消防組織の体制その他が書いてございます。その他の施設につきましては、防火管理者に消防計画をつくらせまして、そして、その中に自衛消防組織をつくるということとを計画の第一項の項目として施行規則できめておるのでございます。しかしながら、危険物施設と比較しまして、それがいま御指摘のように、どういふしなもので、どういふ要因でということば、すべて現地の消防署と防火管理者の間で、いわば指導といふか、こうでやなわつておりますが、この点については確かに一つの問題であつて、はっきり制度的にするほうがベターであることは間違ひありません。私は考へておりました、この辺は、もう少しいまあるものを強化することと研究させていただきたいと思つております。

○門司委員 いまのことですが、だから、具体的に言へば、この場合でも、責任者がいたとかいふいとか言つてあとから追及したつて間に合ひませんし、それから、ここでは支配人が責任者だが、こういう問題でなくて、ビルならビル全体を一応見る自衛消防のような形で消防員というものが絶えずいるんだという形が、私は、今後の問題としてはどうしても必要だと考へる。そしてそれらの諸君が十分気をつけるということ。火災が起つた瞬間から、どうするかということ等については考へる。それから、私はなぜこういふことを言う

かといひますと、この場合、先ほどからお話のありましたように、六カ所も逃げる場所があつたのだと実際新聞には書かれておる。それが、かぎがかつておつてあなかつたというのだけれども、かぎがあつておればこの場合にはどうだつたと思ひますか。私は、行つてみなければほんとうのところはわからぬと思ひますが、そうすればこういう悲慘事はなかつたという断定ができますか。かぎがあつてもなくてもこういうものが起るのだ。かぎがあつて、かりにいておれば、大体こういう悲慘事はなかつたのだという断定がはつきりできますか。

○降矢政府委員 確かに、一カ所、クロックのうしろのところには、非常口と書いてある誘導灯もつけてございます。そこは、ビロッドがあつても、かぎさえふだんいておればおそろく——もちろん、ふだんいておれば、そこはおそろく避難階段として十分利用できたと思ひます。それからもう一つは、屋上に出る階段でございますが、これも出口は、いま申し上げたところと、あと屋上に行く出口しかございせんので、結局、そこがあつておれば、おそろくそこに人々が行つて、当然屋上にいられたと思ひます。

ただ、具体的に先ほど御質問がありましたとおり、そこがビロッドで、一応カーテンで仕切つてあるかどうになつておりますので、そのうしろにドアがあるといふことを、お客さんすべてが、あるいは従業員の方々が十分自覚してゐたかどうかといふことになりまして、単にドアが施錠されていなくなつたといふことと自分でこのやうな惨事が全くなかつたかといふことの断定はちよつとむづかしいと思ひます。

○門司委員 この種の火事はこだけではない。旅館その他でたびたびあつたことでもあります。最近の火災が、焼死死ぬといふことよりも窒息死のほうが多いといふことは先ほど数字を発表されましたけれども、そういう時代となつておる。ところが、さつきから何度も言つておりますように、それに対して一体どれだけ消防庁が検討して

いるかということ。それから、各地区における消防関係の諸君がこれに注意を払っておるかということ。この場合も臨検その他等は十分行なわれておつて、そして法規的には別に問題はなかったのだというお話でしたね。そのお話のように、法規的に別に問題がなくてこういう事故が起こる。ただそれは処置が悪かった、いわゆる誘導のしかたが悪かった、その場における対策の誤りだということに今度の場合もなろうかと思うのです。いわゆる重過失というようになつてきやしないかと思ふのです。しかし、そういう意味から言つて、単に重過失だということだけでこれの罪科がきめられていか悪いかということについては、私は、かなり問題があると思うのです。それはなるほど、かぎのあるところをあげなかつたからいけないのだ、誘導のしかたが悪かつたからだめなんだ、火災の責任者がいなかったから悪いのだと言へば、そういうことになると思うのです。しかし、かぎがあいていないということ自身についても、十分訓練が目ごころから行なわれておれば、こういうことはなかつたと思ふのです。かぎをかける必要があるかないかということをもう少し議論する必要があるかと私は思ふのです。それは、営業主のほうから言へば、どこでもドアがあいて、どこからも出たり入ったりされるということになると、盗難のおそれもあるということとは考えられる。これはわかる。しかし、盗難があるからといって、かぎをかけておつたのじゃ、結局、かぎを持った人がいなければどうにもならぬということ、結果は今日のような状態になつてゐる。盗難がこわいのか火事がこわいのかといへば、どっちかといへば火事がこわいのであつて、盗難はそう根こそぎ持つていったり、人の命まで持つていったりしない。そういうことをもう少しこの際検討していただくために、消防関係に対する知識のためにいいますか、新聞の報ずるところによると、これらの関係の諸君を集めたら三百人以上も集まつたなんということを大阪の地方では書いてありました。たくさん関係者が

集まつてきて、予想以上に盛会で、各自が真剣に問題の所在を検討しておつたなんということ。ちよつと新聞紙上で見たような気もいたしますけれども、これもいづれも、あとから幾ら検討してみたところでどうしようもない。まず、起こらないようにするにはどうすればいいかということ

ところで、これは無理かもしれない。無理かもしれないが、しかし、事実はどういうことがたくさんあるということであつて、たばこの吸いがらからくる火災というものはかなりたくさんあるということである。今度の場合も、新聞紙の報道ではどうもそうらしいと書いてあるのであるから、もしそうだとすれば、これはえらいことであります。専売局におこられるかもしれないが、あまりたばこは吸わないようにしろということになるかもしれないが、その辺の考えはどうでしょう。

でも、それは一つの現象に対する対症療法であつて、根本的の解決にはならない。それから、最近における建築物が鉄筋コンクリートになつたら、家が全部まる焼けになるというようなことはないのだが、結局、中の建材、それから中にあるすべてのものが化学製品であるということ。いわゆるそのものをたばこにせよ、大体石油化学製品が多いということ、これは火をつければ有毒ガスになることはもうわかり切つたことであつて、こういう幾つかの悪条件が重なつておるといふことですね。この悪条件の重なつておる条件を一つ一つはぐしていつて分析をしていかないと、この種の問題は、私は、なかなか解決はつかないと思ふのです。

それから、消防関係で一つだけこの際十分注意をしてもらいたいと思ふことは、単なる消防だけでなく、ほかの問題もあるのであるからこの場合も断定はできませんが、けさの新聞までの新聞情報だけを見れば、何か、たばこを吸つた吸いがらが原因ではないかということが一応書かれておる。もしこれが新聞報道されてゐるような事実だとすれば、いわゆるくわえたばこというものが問題になつてくる。これは火災の原因のかなり大きなウエートを占めてゐると私は思ふのです。それから同時に、このことは、町をよごしてどうしようもないので、町を歩くときにくわえたばこで歩いているのは大体あまり文明国の国民じゃないというふうな悪口を言われるのですが、私もそういうことだと思ふのです。したがつて、こういう事故の原因については処置が悪かつたということも、処置については十分検討すべきであるが、火災発生の原因等についても、消防庁の側から、たとえばくわえたばこをするとか、寝たばこをやめるとか、そういう具体的な注意をもう少しするということも実質的には必要じゃないかと私は思ふ。いま、駅や停留所等がどうしてもきたなく

ではしょうがないので、市の美観のために吸いがらは捨てないようになつてくれなうということ、言つておられますけれども、これは美観ということよりも、問題はむしろ火災だと思ふのです。たばこの不始末からきた火災の比率というものはかなり多いわけですね。こういう点に対して消防庁としては、消防法の中の改正というものは考えられませんか。これはあるいは行き過ぎかもしれない。くわえたばこで町を歩いてはならないとか、なるとかいうことを消防法の中に入れろと言つたと

ころで、これは無理かもしれない。無理かもしれないが、しかし、事実はどういうことがたくさんあるということであつて、たばこの吸いがらからくる火災というものはかなりたくさんあるということである。今度の場合も、新聞紙の報道ではどうもそうらしいと書いてあるのであるから、もしそうだとすれば、これはえらいことであります。専売局におこられるかもしれないが、あまりたばこは吸わないようにしろということになるかもしれないが、その辺の考えはどうでしょう。

でも、それは一つの現象に対する対症療法であつて、根本的の解決にはならない。それから、最近における建築物が鉄筋コンクリートになつたら、家が全部まる焼けになるというようなことはないのだが、結局、中の建材、それから中にあるすべてのものが化学製品であるということ。いわゆるそのものをたばこにせよ、大体石油化学製品が多いということ、これは火をつければ有毒ガスになることはもうわかり切つたことであつて、こういう幾つかの悪条件が重なつておるといふことですね。この悪条件の重なつておる条件を一つ一つはぐしていつて分析をしていかないと、この種の問題は、私は、なかなか解決はつかないと思ふのです。

〇降矢政府委員 確かに、たばこの問題は、この数年火災原因の中で最高でございます。いまおっしゃつたように、投げ捨て等がおもな原因でございます。私たち、おっしゃるとおり、法律で規制するということにつきましては、いま直ちに結論を申し上げるわけにはまいりませんが、実際の運動として、一つは都市美観という名のもとに、消防協会を通じて消防団の方々に、町をきれいにする、火から守るという意味合いでの運動をしていただくように予算措置も実は講じてございます。また、先生御案内のとおり、最近、過疎の地帯では、山菜とり、レジャー等の名においてたばこが捨てられて、山の火事を起こしておる事例が相当ございますので、こういう面からも、やはり、くわえたばこ、投げ捨てというものについて、いま言つたような事実即ち運動を、消防団の方々を中心に、町に出てやつていただくようなことを計画しております。また、同時に、ただそれだけではいけませんので、最近、小さな袋で灰ざらがわりになるようなものもできておりますので、そういうものも実際配つて、具体の運動としてことしから始めるようなことを一つ計画し、予算措置も講じておるところでございます。

〇門司委員 それで、いまのように、問題は、いわゆる火災の発生の原因がたばこが一番多いというなら、何とかこれを規制することが火災をなくする最も大きな問題であつて、火災が起つてからどんなに火消しだけを充実するよりな形をとつても、それは一つの現象に対する対症療法であつて、根本的の解決にはならない。それから、最近における建築物が鉄筋コンクリートになつたら、家が全部まる焼けになるというようなことはないのだが、結局、中の建材、それから中にあるすべてのものが化学製品であるということ。いわゆるそのものをたばこにせよ、大体石油化学製品が多いということ、これは火をつければ有毒ガスになることはもうわかり切つたことであつて、こういう幾つかの悪条件が重なつておるといふことですね。この悪条件の重なつておる条件を一つ一つはぐしていつて分析をしていかないと、この種の問題は、私は、なかなか解決はつかないと思ふのです。

〇降矢政府委員 新建材の防煙対策につきましても、これは建設省が中心になつてやっております。

〇降矢政府委員 新建材の防煙対策につきましても、これは建設省が中心になつてやっております。

が、私たちの消防研究所のほうにおきまして、それから通産省の関係のほうにおきましても、研究所間で、あの基準をつくるについては、それぞれ協議をして、建材に対する防煙の基準というようなものを一つおけるようなことでございまして、常時寄り合って、研究所間で協議を重ねておる事実がございます。

○門司委員 私も詳しいのですが、その基準をきめた基準というのは安全性でしょう。別に危険性の基準をきめているんじゃないでしょう。そうすれば、今度のようなことが起こるというものはおかしいんじゃないですか。ほんとうに基準がはつきりしておいて、どの程度燃えてもこの程度がはつきりしないというんだったら、何人も人間の生命まで脅かすほどのことはしないはずですよ。基準どおりやっておいて、こういう大災害が起こるんだったら、その基準自身が怪しい。正しい基準とは言えないじゃないですか。御承知のように、いままでの普通の木材のときの煙と、かりに木材にある種の塗料を塗ったとして、その場合の燃焼のガスが出る度合いというのとは非常に違ふはずであって、従来の日本のほんとうの建物、それから、従来の木綿を中心とした、あるいは絹を中心とした、天然資源を中心とした什器あるいは家屋というようなものであれば、かなりの煙が出たからといって、人間が煙で死ぬようなことはほとんどないと言っている。ところが、最近のものはそうではなくて、結局、天然の資源でなくて、やはり化学製品というものが中心をなしているところにこういう問題が起きてくるんじゃないか。科学がこまに進歩してきておいて、そして悲劇がこういうふうなところでは、科学に対する科学でこれを制圧していくという検討がなされなければならない。そして、その結果が、このくらいまではよからうというところでその建材が使われておるんだったら、こういう悲劇は起こらぬはずだ。これは三百理屈のようなことになりすけれども、私はそういう感じがする。したがって、そういう問題について、何らかの形でもう少し十分検討し得る方向がほしい

ということと、これは私は率直に言っておくが、消防庁の考え方というものが、その中で、どの辺まで力の中でのものが言えるかという立場ですね。消防庁が検討して、これはだめだということになれば、建設省で何と言おうと、通産省で何と言おうと、結局そういうものはつくられないということまで、いまの消防庁として行きますか。

○降矢政府委員 いままでの消防審議会の答申を見ましても、各省にわたって、高層ビルについてのいろいろな今般の建築基準法の改正におきましても、消防審議会の答申というものをほとんど取り入れておいて、いま先生のお心配のような点は、私たちが少なくとも私は、従来ともがらばってきておるわけでございます。今後ともこういう点について、いまのおこぼれのとおり、十分われわれの考え方を一つつり、われわれの考え方というものは、現地の消防の方々が現場で体験されていた一つの考え方だと思っております。そういう点については、おこぼれに従いまして、十分反映するように私自身努力してまいりたいと考えております。

○門司委員 それから、これはちょっと方向が違いますが、あとで次官に意地の悪いことを少し聞かなければならぬかと思いますが、この火事で、一応七階までなら、いまの消防車が届かないはずはないのであって、この場合は、消防が来て救出作業がどの程度行なわれたかということ等について、これは現場に行ってもう少し私は聞いてみたいと思っております。ここではお聞きすることは避けておきたいと思いますが、七階ですから、消防車で十分やれたはずだと思います。ところが、全体の火災に対する消防車、はしご車の数というのは非常に少ないのであって、しかも、建築のほうはほとんど上に伸びておるということで、結局、さっきから申し上げておりますように、それ自体についての消防というものが、ちょうど職場に現場の消防隊を持っているような形で、こういうデパート等についても、十分なそういう自家消

防のたてまえというものがとらるべきではないかと私は考えております。これはさっきの話と重複するようですけれども、こういう構想については持っておいていただかねと、外部からの消防だけではもうすでに限界が来てる。これ以上どんなに外部からやってみても、先ほどのお話しのように、煙が上がつてきて数分間というか、あるいは数秒という間に人間が死んでしまうような事態だと、これは、消防車を外から持ってきてはしごをかけてなんぞ言ったところで、事実上間に合わないようなことがかなり多いんじゃないか。だから、どうしても、一面においては消防機材の充実と、それから一面においては、そういう内部の施設、消防の組織というものを持つべきだと私は思う。この二つについての御答弁を願っておきたいと思っております。

○小山政府委員 今回の火災にあたりまして、消防の力によって救出された者は五十三名と言われているわけでありまして、いままで御指摘になりましたように、わが国の消防力の状態を見ました場合、必ずしも機械化が十分進んでおるということも、都市の火災につきましてはその感を特に深くするわけでございまして、救助対策専用の機械化と、一方においては消防用の機械化ももちろん必要であります。人命救助ということが、今日の世相から見ても第一義的に考えられなければならぬので、消防体制の中で、特に人命の救助について、もう少し高度な機械化をはかって、言うならば、消防体制とこれが相一致して、消防の機械化の中心にならなければならぬというふうな感じが私はいたすわけでありまして、

もちろん、今回の千日ビルの火災については、いろいろ原因等がございまして、私どもも、今回の火災を将来の消防体制の大きな教訓として、十分その原因の究明につとめるとともに、これが対策については、今後省をあげてこの改善に取り組んでまいりたいというふうに私どもも決意をいたしておるような次第でございまして、

○門司委員 私、ここでもう一つ突っ込んで聞いておきたいと思っております。それは消防訓練のことですが、いま、消防訓練はどういう形で行なっていますか。この消防訓練を、たとえば月に一回なり二回行なうということは、その従業員だけに避難訓練を教えるとか、あるいは指導を教えるというだけではやはり足りない。危険性というものを身に感じさせるには、お客さんも一緒に巻き込んだ消防訓練をやっていくということが必要だと思ふ。その時点ではそれは少し迷惑をかけるかもしれないが、しかし、きょうは何時から何時までは消防訓練をするんだというように明示して、たとえばさっきの話のように、救命袋があっても、その救命袋が使えなかったというようなことのないように、これがとどき行なわれておれば、かなり普遍的に全体のお客さんにも避難訓練が行き届くと思ふのです。それを、ただ知っている者が知っている、知らない者は知らないというふうなことで、やはり今度のような悲劇になりはしないかと思ふ。今度の事故などは救命袋があったというのですから、それが完全に使われておれば、何も消防車でなくても、化学車でもなくとも、普通のはしごでも十分届くところの、消防の機材の活動のできる範囲内であったということとは間違いないのであって、どうも高過ぎる手が届きませんでしたというふうなところにあるわけじゃないので、やれる。ところが、そういう訓練がしなかつたために、せっかくあった救命道具というものが使えなかったというふうなことは、まずいと私は思うのです。

それから、これはいろいろの問題があった。たとえば、救命用のロープが一つ下がつておるとおる。あるいはなわばしがあるにしても、あんななわばしというものは、のぼりおりが非常にむずかしいのであって、へたにのぼると、ぐるぐる回ってばかりおって使えものにならないのであって、ああいふものの訓練も、ただ知っている者が知っているというだけではなくて、迷惑ではあろ

うけれども、常時、三分か五分であるから、お客さんも協力してもらおうという態度の訓練が私は必要だと思ふ。これはここだけではありませんで、よく旅館で、迷路のようなところでたくさん人が人を出すというのでありますから、この宿は非常口がここここにあるんだということをある程度お客さんにわかるようにしてもらえば、かなり役立つと思うのです。こういう訓練のしかたも私は一つの方法だと思ふ。こういうものを義務づけるかどうかということが一つの問題になる。が、しかし、これは法律の過程の中というより、むしろ消防署の運営の問題だと私は思うが、そういう点についての、あなたのほうの消防署に対する指導というものは、そうむずかしい仕事じゃないと思うのだし、デパートなどでもそうぐずぐず文句は言わぬと思うのですけれども、どんなものですか。その辺の感想を、もしあったらひとつ話してもらいたい。

○降矢政府委員 従来、不特定多数が集まる施設についての訓練は、従業員の避難誘導訓練を主体としております。旅館のようなところでも、お客さんとも一緒にやるということ、実際の問題としてはなかなか協力を得られない。特に、夜間お客さんが来るのが普通であります。そのときこそ一番大事なんです。たとえば、旅館でお客さんと一緒に訓練をするということは、実情としてはなかなか困難だということ、聞いておりますけれども、短い時間でも、十分ぐらいでも、たとえば停電を仮定してやるというものは、実際問題として、お客さんの協力を得られるようにしてやるようなことも確かに一つの方法であります。ただ、具体的な問題として私たちが言いますと、非常に困難であるということは業界の方々も言っておられます。

○門司委員 もうこれから先は、やっている、本会議があるからおこられちゃう。本会議開会中委員会を開いてはならないということになっている。懲罰になるかもしれない。最後に聞いておきますが、これは次官にも要約

して聞きますが、通産省と建設省との話し合い、その場合の消防関係の立場、消防庁の長官の立場というものが、いまの位置づけではまずいじゃないかという気が私はするのです。要するに、自治省の一つの内局であつて、局長クラスとの話ではあるかもしれないが、大事な予算の折衝等になると、次官クラスとの会合、折衝というものがなかなかむずかしいのじゃないか。だから、この辺ももう少し役所の機構を改めて、消防庁の長官を、政府内部の予算折衝その他のときに十分にもの言えるような立場に置くことが一つの方法だと私は思うのです。消防関係がそうしたからといって、何も急に官僚化するわけでもなからうと思ひますし、実際の問題として、日本のいまの消防というものは、昔より幾らかよくなつてはいるのです。昔は警察の分子みたいになつてはいたのです。独立しただけ幾らかよくなつてはいると思うけれども、せっかく消防庁というものがあつたら、内部の取り扱い等について、いま言つたような形で、もう少し消防庁長官の発言権が政府内部で強くなるような方法は、一体考えられないのですか。

○小山政府委員 私も、次官を拝命しましてから、いま御指摘のように、消防庁の機構というもの、必ずしも強力なものだというふうに理解いたしておりましたが、内部のいろいろな関係もあることでございまして、御指摘の点は、よく大臣にお伝えをいたしまして、消防庁の機構強化については、大臣ともども私も善処したいというふうに考えております。

○門司委員 終わります。

○大野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十分開議

○大石(八)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防に関する件について調査を進めます。

○林(百)委員 午前中にいろいろ問題が出たわけなんですけれども、なくなつた方々にはほんとうにお気の毒しごくのことだと思ひます。それで、まずお聞きしたいのは、七階にキャバレーか何かございまして、その人たちが有毒ガスで窒息してほとんどなくなつておられる。だから、焼け死んだというよりも、窒息死をしてたというところだと思ひますが、この七階に通ずる階段が四カ所も五カ所もあるわけなんです。この階段を使つて下へ逃げることがどうしてできないような状況になつたのでしょうか。まず、その点を伺いたいと思ひます。

○降矢政府委員 その点は、防火戸というものが全部つけてありますが、それをすべて締めてあつたわけではございません。それは、管理形態が、業者がみな違ひまして、九時以降は七階しか営業がございませんで、そういう意味から、ふだんは九時になつたら下のほうの営業は全部終わつてしまふので、締めるわけではございません。しかしながら、締めたドアは、七階の場合においては、先ほど御説明申し上げましたとおり、その支配人に開くためのマスターキーというものを渡しておるようではございまして、いざという場合にはそのマスターキーでかぎをあけることができるわけではございます。ところが、この支配人が避難を先にいたしましたので、同時に開くということをやらなかつたわけではございます。そういう結果、いずれの階段も使用することができなかった。こういうことでございまして。

○林(百)委員 そうすると、かぎのかかつていたのと、それから、入り口があつたが、そこはビロイドの陰で、隠されていたよになつていたのとあるのですか。

○降矢政府委員 階段のドアはすべてかぎがかけてございまして、そのうち二カ所につきましては、ビロイドのおおいかかつていた。こういう

○林(百)委員 そうすると、入り口は全部かぎをかけたまま営業をしていた。これは何カ所ですか。四カ所ですか。五カ所ですか。——四カ所というのが正確のようですね。そうすると、入り口は全部かぎをかけたまま営業していた、と、そう聞いていいんでしょうか。

○降矢政府委員 さうでございまして。出入りは全部エレベーターでやつておりました。

○林(百)委員 四カ所ですか、出口は。階段は。

○降矢政府委員 階段は、直接関係する階段としては四カ所でございます。

○林(百)委員 そうしますと、密封された部屋の中へ毒の窒息性のガスが入つて、もう逃げることもできないで窒息した形になつてはいるわけですが、これも、そのキーを持った管理人というのは、これは消防法第八条にいう管理者なんでしょうか。それともキーの管理者なんでしょうか。どちらなんでしょうか。

○降矢政府委員 七階のプレイトウンの防火管理者として、正式に消防署に届け出られた人間でございまして。

○林(百)委員 そうすると、全建物の管理者があつて、そのうちの七階のフロアの管理者。八条の二ですね。それぞれの部分の者が協議をし合つて管理の任に当たるといふのでしようか。それとも八条の全ビルディングの管理者ということになるのでしょうか。

○降矢政府委員 防火管理の状況は、七階のプレイトウンは支配人一人でございまして。それから三階、四階は、ニチイという衣料品を販売している業者の店長が管理者となつております。それから地下と一階、二階、五階、六階は、千日デパートの課長が防火管理者として届け出られております。この建物全体の統括防火管理者という八条の二の関係の防火管理者につきましては、このビルについてはまだ定められていなかったわけではございます。

○林(百)委員 これは昨年の十二月八日に、南消防署の者が現場に立ち入つて検査をしてはいるわけ

なんです、そのとき、この八条の防火管理者をきめるなり、八条の二の防火管理の協議をするような指示をしなかったのでしょうか。

○降矢政府委員 このビルは、私たちの調査によれば、三十八年三月に、千日デパートという一つのビルとしての消防計画の提出が消防署にあったわけでございます。しかし、いま申し上げましたとおり、この使用形態における管理者というものは三者ございまして、それでは、この消防計画が実情に合っておりません。そこで、南消防署は、四十六年六月に、この防火管理者の三名を呼びまして、そして打ち合わせをさせたのでございまして、それは、いま御指摘のような共同防火管理体制を至急とするようにという打ち合わせをさせたのでございまして、そのときに直ちに三者協議をして防火協議会というものをつくり、統括防火管理者というものをきめるというまでには至らずに今日まで来ておる状況でございます。

○林(百)委員 しかし、これは、八条で防火管理者がきめられない場合は、罰則があるのじゃないですか。

○降矢政府委員 昨年その点を改正していただきました、防火管理者がきまっていなかった場合には、八条におきまして防火管理者を早くきめるということをおの責任者、権限を有する責任者に命令することができるようになりました。その命令に従わない場合には、つまり定められた期限までにきめない場合には罰則をかけるというふうな改正をしていただきました。

○林(百)委員 そこで、昨年の十二月八日に南消防署は行っているわけですが、この防火管理者の任命については、どういう注意を与えたわけですか。

○降矢政府委員 昨年の十二月に予防査察をいたしましたとき、すでに、いま申し上げました三人の防火管理者というものは定まっておったわけでございます。したがって、予防査察のときにはこの点は指摘しておりません。

○林(百)委員 そうすると、南消防署は、管理者

が三人もあるから、それがお互いに協議をして統一をしるという注意は与えたのですか。

○降矢政府委員 昨年の十二月に査察をしたときには、そういう注意はしておりません。しかし、その六月に、とにかく集めて、早く共同防火管理者の責任者としてだれかをきめるようにというところで、わざわざ消防署で協議をさせたわけでございますが、その点が協議整わず、まだ、統括防火管理者というものはきまっていない状態になっております。

○林(百)委員 そうすると、防火管理者の協議の三者というのは、もう一度聞きますが、何と何と何ですか。

○降矢政府委員 千日デパートの防火管理者と、ニチイの防火管理者と、七階のキャバレーのプレイトウンの防火管理者の三者でございます。

○林(百)委員 そうすると、いわゆる消防法八条の、責任を持ってこのビル全体の防火管理をする者がまだきまっていなくて、それぞれの三人の者がいた。しかし、それを総合して、だれが最終的な責任を持って防火管理をするかというところはきまっておらなかったということになるわけでしょうか。

○降矢政府委員 消防法におきましては、それぞれの施設について防火管理者を設ける。いまだ言え、キャバレー、衣料品店それからデパート、それぞれの施設について防火管理者を設けなければならぬことになっておる。それが八条でございます。その設けられた防火管理者が協議をして、その全体のビル、つまり、雑居ビルの統一的な管理者というものをだれにするかということきめるのが八条の二の規定でございます。そのときの協議の内容の一つとして、代表をする統括防火管理者にそれぞれの管理者がどの程度の権限を付与するか、何をさせるかということきめる規定が施行法令にもきめてありまして、そこに従って統括的な管理をするということに相なっております。

○林(百)委員 それは消防庁の解釈とちよっと違

うのじゃないでしょうか。建物について「学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、」となっておるのが八条で、それから八条の二のほうは、それぞれの部分に分かれておる場合は、それぞれの権限を有する者は、「前条第一項に規定する消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならない。」とあります。以下「統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限」その他七号まで書いてあるのでござい

ます。

○林(百)委員 これは小山政務次官でもいいんですが、八条の二の、いま言った防火管理者の協議の中で「消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならない。」とあります。以下「統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限」その他七号まで書いてあるのでござい

ます。

○降矢政府委員 政令で定める防火対象物というものが別表で書いてありますが、(一)から(四)までございまして、それで、いま御指摘のように学校、キャバレー、劇場、旅館、病院というように書いてありまして、いま問題になっております一つのビルでいろいろな業態に使っているものをいわずに複合用途ビルと申しておりますが、複合用途ビルにつきましまして、その施設について、衣料品なら衣料品の販売、キャバレーならキャバレーというところを一つの施設としてまづとらえるという書き方を別表ではしておるわけでございます。したがって、キャバレーならキャバレーというところが、八条のほうで、防火管理者をまづ置かなければならないという規定を適用されるわけでございます。しかしながら、雑居ビルでございますから、防火管理上それでは適当じゃないというところで、その雑居ビル全体としてどういうふうな防火管理をやるかということについて共通した消防計画を定めさせる。そのときには協議会を開いて定める。同時に、それをだれが統括するかという統括防火管理者というものを選任して、それを消防署に届け出ろという規定にしてあるわけ

でございます。

○降矢政府委員 これは小山政務次官でもいいんですが、八条の二の、いま言った防火管理者の協議の中で「消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならない。」とあります。以下「統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限」その他七号まで書いてあるのでござい

ます。

○林(百)委員 私、消防庁には理解を持って、常に激励もしてきたわけですが、しかし、これが、昨年の六月に注意したにもかかわらず、八条の二の三者の防火責任者の協議もできていない。それから、自治省令で定める、いわゆる消防法施行規則の四号の二のこれらの事項がきまっておらないというところは、これは消防署としては非常な大きな手落ちではないでしょうか。どうでしょうか。

○降矢政府委員 これは確かに一つの手落ちだったと思います。ただ、このビル自体が、いま申し上げたとおり、四十六年の六月にようやく各階施設ごとの消防計画をつくって管理者を定めるところまで、呼び出して指導をしてきて、ここまできたわけでございます。しかし、いま御指摘のような、共同の責任者を四号の二の規定において明確にされておるところが欠けておったという点は欠陥だったと、私も率直に思います。

○林(百)委員 われわれの聞くところによると、この三階、四階のニチイの衣料スーパードですか、この衣料品が焼けまして、そこから出た有毒ガスと、七階にあるプレイトウンですか、キャバレーですか、その建材から出た有毒ガスとが七

階に激動もしてきたわけですが、しかし、これが、昨年の六月に注意したにもかかわらず、八条の二の三者の防火責任者の協議もできていない。それから、自治省令で定める、いわゆる消防法施行規則の四号の二のこれらの事項がきまっておらないというところは、これは消防署としては非常な大きな手落ちではないでしょうか。どうでしょうか。

○降矢政府委員 これは確かに一つの手落ちだったと思います。ただ、このビル自体が、いま申し上げたとおり、四十六年の六月にようやく各階施設ごとの消防計画をつくって管理者を定めるところまで、呼び出して指導をしてきて、ここまできたわけでございます。しかし、いま御指摘のような、共同の責任者を四号の二の規定において明確にされておるところが欠けておったという点は欠陥だったと、私も率直に思います。

○林(百)委員 われわれの聞くところによると、この三階、四階のニチイの衣料スーパードですか、この衣料品が焼けまして、そこから出た有毒ガスと、七階にあるプレイトウンですか、キャバレーですか、その建材から出た有毒ガスとが七

階に激動もしてきたわけですが、しかし、これが、昨年の六月に注意したにもかかわらず、八条の二の三者の防火責任者の協議もできていない。それから、自治省令で定める、いわゆる消防法施行規則の四号の二のこれらの事項がきまっておらないというところは、これは消防署としては非常な大きな手落ちではないでしょうか。どうでしょうか。

○降矢政府委員 これは確かに一つの手落ちだったと思います。ただ、このビル自体が、いま申し上げたとおり、四十六年の六月にようやく各階施設ごとの消防計画をつくって管理者を定めるところまで、呼び出して指導をしてきて、ここまできたわけでございます。しかし、いま御指摘のような、共同の責任者を四号の二の規定において明確にされておるところが欠けておったという点は欠陥だったと、私も率直に思います。

○林(百)委員 われわれの聞くところによると、この三階、四階のニチイの衣料スーパードですか、この衣料品が焼けまして、そこから出た有毒ガスと、七階にあるプレイトウンですか、キャバレーですか、その建材から出た有毒ガスとが七

階へ集中してしまつて、そのために、七階で、焼
け死ぬよりは、毒ガスでなくなった人が多いとい
うのですから、三階、四階のニチイと七階のプレ
イタウンとが、お互いにどこかで、発火した場合
はどういう方法で退避し合うとか、そういうこ
とを相談させておかなかつたという事は、これ
はたいへんな手落ちになるのじゃないでしょう
か。特に、三階、四階のニチイの衣料の中には、
焼けると有毒ガスを出すものも相当あつたとい
うことが新聞に出てゐるわけですからね。これはや
はり、消防法の八条の二の協議を至急させて、相
互の連絡をさせておくべきではなかつたのでしょ
うかね。そういう点はどうでしょう。

○降矢政府委員 この火災は三階から発火したと
いうふうに現時点では言われておるのでございま
すが、したがつて、いま御指摘のように、その衣
料品が煙となつて七階まで行つたわけではござい
ません。ただ、五階以上の階には火が入つておりま
す。それは五階までのところに通ずるシャッ
ターが締まつておりました、火災はのぼらなかつ
たわけではございませう。煙だけが七階に参りました。
七階は全然焼失しておらないわけではございませう。
それで、いま御指摘のような、早期発見、通
報、避難という点についての仕組みでございま
すが、この点は、保安要員が一階の保安室に三人詰
めておりました、ここに火災のボタンを押して火
災の通報がございまして、それから、一一九番の
通知とともに、実際は、七階には保安室から電話
で火災を通知をする。こういうことに取りきめが
してあつたわけではございませう。ところが、実際の
私たちのいまの調査では、保安要員が七階への通
知をどうも怠つていたように承知しておるわけ
でございませう。そここの仕組は一応整つて
おつたように思ひますけれども、現実に運用され
たかどうかということになりますと、いま申し上
げてゐるわけではございませう。

○林(百)委員 最近の火災というのは、火で焼け
死ぬということもありますが、むしろ、建材や、
あるいは燃えるものから発生する有毒ガスで窒息
して死ぬという例が多いわけなんです。そのう
いふことを考えますと、八条の二のせつかつくの規
定があるのに、それぞれ協議をして、相互の連絡
をし合ひ、そして最高の責任者もきめるという点
で欠けていたという事は、これは火が七階まで
行かなかつたから法理上欠陥がなかつたとは言え
ない。これは思ふのでせう。それに施行規則の四
条の二、これもまだきめてなかつたという点はそ
う思ひますので、これからそういう手落ちのない
ようにすること、ことに、こういう総合ビル
ディングのようなところは、相互の連絡のし合ひ
方と同時に、火、煙、有毒ガスなどが行つた場合
の退避のしかたを至急訓練させるようなことをし
なければいけないのじゃないか。

○降矢政府委員 最近では、四十六年の十月に署
員が行きまして、避難訓練を実施してゐるとい
うことを承知しております。
○林(百)委員 十二月八日に行つたときには退避
訓練をさせてゐるのですか。退避訓練をさせてい
るとするならば、重要な問題が一つあるのですけ
れども、救助袋の入り口の、人が入るところです
ね。この口は開いたのですか。開かないのですか。
○降矢政府委員 四十六年十月には避難訓練を
やつております。十二月には、消防施設等の査察
をやつておるだけでございまして、十月に訓練を
やつております。その訓練のときに、その救助袋
をどういふふうにしたかということ、実はまだ
承知しておりません。
それから、いまの御指摘の、落としたあとで開
いたのかということ、要するにあれば、一たん
落としたのを開く……。

○林(百)委員 自然に開くわけだね。
○降矢政府委員 押して倒さなければいけません
。そうすると、九十度開くわけではございませ
う。それは、こうすれば開くしなかつております。
あるいは燃えるものから発生する有毒ガスで窒息
して死ぬという例が多いわけなんです。そのう
いふことを考えますと、八条の二のせつかつくの規
定があるのに、それぞれ協議をして、相互の連絡
をし合ひ、そして最高の責任者もきめるという点
で欠けていたという事は、これは火が七階まで
行かなかつたから法理上欠陥がなかつたとは言え
ない。これは思ふのでせう。それに施行規則の四
条の二、これもまだきめてなかつたという点はそ
う思ひますので、これからそういう手落ちのない
ようにすること、ことに、こういう総合ビル
ディングのようなところは、相互の連絡のし合ひ
方と同時に、火、煙、有毒ガスなどが行つた場合
の退避のしかたを至急訓練させるようなことをし
なければいけないのじゃないか。

当然に開いたわけではございませう。今度のやつ
は、開かずに使つちやつたわけなんです。ですから、
普通の使い方をしないわけではございませう。
○林(百)委員 だから、防火訓練をしていただ
れば、救助袋の入り口の、それを開くことぐら
いは知つてゐるはずじゃないですか。それをあ
わせた救助袋は下へおろしたわ、入り口は締め
てあつたわ、どうしようもない。私の聞くとこ
ろに、しかたがないから、救命袋の外から手
でつかまつておりましたところ、手が摩擦で熱
なつてしまつて、つかみきれなくて、途中で救
助袋から手を放してしまつて、地上へ落ちてな
かつたという例を聞いておるのですが、あなた
の方が訓練させたにもかかわらず、高いところ
から下へおろすときの、救助袋のからだを入
れる大事な入り口のところが開かない救助袋
の落し方なんじゃないですか。それはどうい
うわけなんですか。
○降矢政府委員 従業員の方がそういうことは承
知しておるわけではございませう。だから、当
然に承知してゐるはずだと思ひます。承知して
ゐるはずなのに動かなくなつたか。それは従業
員の方が一従業員と言ひますと、ホステスも
含めまして従業員の方でございませう。その
管理におきまして、その点は、御案内のと
おり、すべてが承知してゐるわけではござい
ませう。ああいう態度でございまして、それ
は御案内かと思ひますけれども、出勤も必ず
しも日常的なものではないと思ひます。それを
なまぬに知つてゐる者があの操作を現実に
してゐないというところに問題が、この救助
袋についてあつたわけではございませう。
○林(百)委員 これは、参議院での消防庁の次
長の答弁によりますと、その救助袋も一個あ
つたが、ネズミにかじられておりました、しか
も窓ぎわに取つてなかつた。そして、レバー
をおろさなかつたため、もぐり込む穴もあ
かす、宝の持ちぐささだつたと言つてゐる
のです。これは次長

が答へてゐるわけですよ。だから、ネズミ
にかじられて穴があいて、下へおろしても、
その圧力でもって開くものが開かなかつたとい
うことと、それから、レバーも開かなかつたとい
うことと、それから、窓ぎわに救助袋がなかつ
たといふこと、あなたのはうが行つて調べた
とか、あるいは防火の訓練をしたとか、そう
いうことでは責任をのがれられないことにな
るのじゃないか。
○降矢政府委員 その点は、次長の表現が多少
適切でなかつたと思ひます。現にいまここに
います予防課長が、現実にそれを自分の目
で確かめてまいりましたので、どういふもの
か説明させていただきます。
○林(百)委員 ちょっと説明してください。
○永瀬説明員 救助袋は窓ぎわにござい
ました。あの場所は、座席のシートなどで使
ひにくところであつたのではないと思ひま
す。窓ぎわについておりました。そして、次
長が御説明申し上げましたのは、窓ぎわに
あつたけれども、ワクを起こします窓のふ
ち、あつたけれども、台のようなものが工
作されました関係で、もし立ち上がつた
としても、ほとんど立ち上つた形であつた
といふことを申し上げた。現実に救助袋は、
窓の下に、回転部分を上にしましてござい
ます。窓の下に、回転部分を上にしまして
ございまして、上のほうに袋の穴があく
わけではございませう。これをあかないま
まで使用いたしてゐます。要するに、中へ
もぐれない形であつたといふことになつて
ゐる。
それからネズミに關しましては、多少ネズミ
が食つた穴はありますが、使用にたえない
といふほどの、それを使つたら切れるとか、
人が落ちるとか、そういうもの……。
○林(百)委員 いや、私の考えでは、空気の
圧力でレバーが自然に開くようになってゐ
たと思ひます。ネズミの食つた穴があれば、
そこから空気が

漏れるから、圧力でレバーが開かなかったため
に——そのレバーは手でやるわけですか。
○永瀬説明員 これは手動式でございます。人が
持ち上げなければ立たない形式のものでござい
ます。

○林(百)委員 そうすると、そのレバーを手で開
く。自動のもあるのでしょうか。ないのですか。
○永瀬説明員 自動のはほとんどないように私は
聞き及んでおります。

○林(百)委員 あることはあるのですか。
○永瀬説明員 私は、自動のものは聞き及んでお
りません。

○林(百)委員 そうすると、手で開いても、人が
もぐり込むような入り口の穴があくような、そう
いう状態に置かれていなかったことはなかった
のですか。

○永瀬説明員 一般に救助袋は、平生時は、他の
使用の障害になります関係で箱の中におさめてお
りますので、使用時には箱を取りまして、起こす
あるいは延ばすという動作を常に加えるのが通例
でございます。

○林(百)委員 だから、それが、箱から出して、
レバーを手で開いて、それで、ちゃんと人が入れ
るように、レバーが開くような位置にあったので
すか。何か、あなたの言うのは、ワカ何かあと
から人がつくったものがあって、レバーで開いて
も人が入るだけの余地があなかったというの
じゃないですか。

○永瀬説明員 これはちゃんと使えるような位置
にありました。

○林(百)委員 そうすると、それをどうして使わ
なかったのですか。

○永瀬説明員 生存者が少ないために、現場の状
態がどのような状態、心理で、あるいはどのよう
な混雑がその周辺で起きたかははっきりいたしま
せんが、火災後の、おなくなりになった方の位置
等を写した写真等から判断いたしますと、そのワ
クの下で二人ばかり倒れておられる。さらにいろ
いろ聞き合わせたところによりまして、救助袋が

下に投げおろされまして、二階部分のネオンサイ
ンで末端がひっかかっておった。これを消防隊が
はしごをかけまして、末端を落としまして、そし
て消防隊と、見物人といひますか、心配そうに來
ておられた市民の方とでひっばつて延ばしたわけ
でございます。そこを上からおりて呼ばれた……
(林(百)委員「入り口のところは」と呼ぶ)入り口
のところは、操作を知らなかったのか、あるいは
押されてそのワクが上がらなかったのか、その辺
が、推定といひますか、はっきりさせることが現
在までのところは全然ございせんが、要するに
ワクをあげなければ使えないものがあけないうま
で使用されてしまった、延ばされてしまったとい
う現実でございます。

○林(百)委員 しかし、そういうときに、そうい
う防火器具を防火用に使うために管理者があるわ
けでして、八条の二ですか。そのときその人は
どうしていたのですか。

○降矢政府委員 プレイタウンの防火責任者がど
うしておったかということについては、現在よく
わかりません。それは警察に行っておられますの
で、調査の結果はわかりませんが、先ほども申し
上げますとおり、避難階段に通ずるドアもあけ
ておりませんので、したがって、防火管理者とし
ての任務を全然遂行していないということござ
いまして、具体的な行動をどういうふうなことで
彼がやっておったかということとはつまびらかに
いたしません。

○林(百)委員 だから、まるで怪談じみてくるの
ですけれども、防火管理の責任者で、いま言った
救助袋の穴をあけたり、出口のキーもあけたりな
んかしなければならぬ人、その人がどうして助
かって、そしてあと百十七名の人が窒息死してし
まったのですか。それが消防隊でわからないとい
うはずはないと思うのですがね。だって、防火に
対して一番責任のある人が一番先に逃げちゃっ
て、あとの者は何もしようがないじゃないです
か。そこは訓練を十分しておらなかったのか、日
ごろ消防署との関連が薄かったのか、あるいは、

その男がはなはだ人間性に欠けていた男か。われ
われ聞いていて、どうもちつともわからないので
すけれども、どうしたのでしょうか。

○降矢政府委員 実は、私たちもそこがわからな
いのでありまして、それは、本人がいま警察のは
うに留置されておまして、その本人から聞くす
べも全然ないわけでございます。したがいまし
て、いま言われましたようなことで、要するに、
防火管理者のもとに従業員というものを使って防
災に当たるわけでございますが、その本人及びそ
の従業員が、防災あるいは防火避難というものに
対する心がまえといひますか、そういうものが全
く欠如しておるといふことだけは明確に言える
と思ひます。

○林(百)委員 その消防管理者というのは、その
晩にそこに行ったことは間違いないのですか。

○降矢政府委員 プレイタウンの防火管理者はお
りました。支配人でございまして。

○林(百)委員 消防管理者がそこに行ったのに、そ
れなのに、自分だけは逃げることができて、あと
の者はだれも逃げられなかったという、そういう
消防管理者というものは一体あるのでしょうか
かね。これはやはり、日ごろの消防署の訓練のしか
た、消防管理者としての自覚の促し方が足りな
かったのじゃないか、こういうふうに思ひます
かね。

【大石(八)委員長代理退席、委員長着席】
まあ、その点は、それじゃしかたないから、今
後の警察の取り調べにまかすことにしますが、全
くそんなことも知らないで、そこへ一晩の楽し
みに行った客や、そこで働いていたホステスの皆さ
んというものはほんとうに気の毒な運命にあつ
た。そして、その管理者は、もうかれぱどうでも
いい、人さへ入ればどうでもいい、人の生命のこ
とについては何の考えも持たないという、無責任
な管理者だったというように私たちとしては思
うわけですね。

そこで今度は消防署のほうのことをお尋ねしま
すが、大阪市の消防車で、高いところへはしごを

伸ばすことのできる車というのは、みんなで一体
何台あるわけですか。

○永瀬説明員 三十メートル以上のしご車は八
台ございまして、それから、十五メートル級がス
ノールゲルが八台ございまして、それからもう一つ、
はしご車ではありませんが、中高層ビルの消火活
動に使うスクアードという十六メートル級のもの
がございまして、これが一台ございまして。

○林(百)委員 これは、われわれも予算の点で十
分考えてあげなければならぬ。国会も共同の責
任がありますが、大阪の高層ビルは、十五メー
トル以上のものが四十六年度で四千九百五十九カ
所ある。そういうふうに聞いているが、どうでしょ
うか。調査した数字がありますか。もしそうだと
しますと、四千九百五十九カ所の高層ビルがある
のに、いま言ったしご車は、みんな合せてせい
ぜい十七台。これではとてもとても高層ビルに
対する消防の機能などは発揮できないということ
になるわけですが、その辺はどんな数字をおつか
みですか。

○降矢政府委員 大体、私たちの基準で計算しま
すと、十五メートル以上のしご車は、基準では
二十二台ということになります。それに対してい
ま十六台、七三三程度の充足率、こういうこと
でございます。

○林(百)委員 高層ビルは何カ所あるのですか。
○降矢政府委員 高層ビルと私たちが言っており
ますのは、三十一メートル以上のものを法律で高
層ビルと言っております。これは一昨年の十二月
であります。大阪府全体で見まして、主として
大阪市中心でありますが、四十三ということに
なっております。

○林(百)委員 私のほうの数字ですと四千九百五
十九カ所とありますが、どうでしょう。

○降矢政府委員 それは基準のとり方で、私たち
が法律で言う高層ビルというのは三十一メー
トル以上をとっております。先生の言うのは、おそ
らく十五メートルくらいのところではないかと思
ひますが、それは、ちょっといま手元に資料がご

ございませんので……。

○林(百)委員 十五メートルというところ、もうそろそろはしご車を持たないと——そろそろどこか、はしご車がないと消火の訓練ができないので、それに対して二十台というところは、これは消防の施設についても非常に欠陥がある。だから、これは至急予算も十分に取って、万遺漏なきを期するようにしなければならぬ。それは、われわれもまた御協力をしなければならぬと思います。

そこで、これは私のほうの新聞の所載であります。非常にいい適切な御意見だと思っておりますけれども、西山卯三という京大の都市工学の教授が、「新聞などを見た範囲によると、千日デパートは旧歌舞伎座を改造したもので、内部は錯綜した空間がつくられていたとみられる。このため外来者が自分のいる位置がとっさの場合、わからぬ。とくに不特定多数を相手にするデパートや水商売の場合、危険は加算される。目先のもうけ主義が前面に出て、避難口なども完備せず、焼けてしまったら百年目という考えもある。いずれにしても複合建築ビルの場合の安全対策を、法規上も検討し直さなければならぬ」ということを言っています。要するに、営利重点主義で、防火、避難対策を全く手抜きにして、こういう複合建築ビルが建てられている。そして、もうけ主義で、客さへ来ればいい、あとは野となれ山となれ、百年目だという営利主義にとらわれま

すので、これは、消防署のほうが一そう積極的

点についての、小山次官と消防庁の御意見はいかがでしょうか。

最近のようなこういう複雑な複合建築ビルの場合、特に、そこにいる客自身は、自分の位置が全然わからないわけなんです。そういう客に責任を持つ人たちが、十分な責任を持って、消火なり避難なりの訓練、それから防火あるいはもういう毒のガスで窒息するようなことからの避難の訓練をさせておかなければならぬ。これはいかに訓練しても訓練し足りないことだと思えますけれども、その点について、次官と消防庁長官の御意見を聞かしていただきたい。

○小山政府委員 使用目的が当初とかなり違ったような形の中で営業が行なわれている、使用が行なわれているというようなビルに対しては、従来の建築基準あるいは消防、それに増して指導監督を強化しなければならぬことは、いま御指摘のとおりであります。たまたま今回その典型的な災害が発生したというわけでございますので、今後、消防法あるいは建築基準法、いずれも十分再検討いたしました上で、再びこのような災害が起らないように万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○降矢政府委員 不特定多数の人間の集まるところの防災については、そこにおける管理者をはじめとした人たちが、災害の場合にいかにか早く避難誘導をするかということが非常に大事なことでありまして、そういう点を重点に、それぞれについての訓練というものを行なうべきでありますし、また、いままでもそういうことで心がけてまいりました。しかし、御指摘のように、今後、そういう点を重点とした訓練を実施させるということについて、さらに十分行政上指導をしてまい

る考えでございます。

きすれば、五十にもなるような方がホステスとして働いていたとか、あるいは、子供一人かかえて、生活の道がないのでホステスをしていたという、四十をこしたホステスの人たちがもそこ働いていたということも聞いているわけですが、そういう人たちははなはだお気の毒だと思えますけれども、こういう複合建築ビルというような場合に、だれがどういう責任の負い方をしたらいいのでしょうか。もし考えがありましたら、長官でも、次官でも、どちらでもいいですが、お聞かせ願いたいと思います。

○降矢政府委員 これは、まず火災の出たところが三階でございますが、その施設について権原を有するところ——賃貸借をしているか、所有権を持っているか知りませんが、施設についての権原を持っているところは当然だろうと思えます。それから、それが煙となつて上の七階におつた方が多数おなくなりになりましたが、先ほどから御指摘のような、その避難誘導体制にやはり重大な欠陥があったのじゃないかと私たちは考えております。そうすれば、当然その施設について権原を有する者も、この問題について責任を免れることはできないと私は考えております。けれども、これは純然たる民事の問題でありますし、ここでそういうふうに私は断定はできないと思えますけれども、一応の考え方としては、そういう考え方をすることができないのじゃないかと私は思います。

○林(百)委員 そうすると、制度的には、補償の制度が法的にも確立されてはおらない。したがって、過失がどこにあったかということで、過失の所在者が連帯して責任を負うようになる。こういうことになるわけですね。ビルの所有者自身はどうでしょうか。

○降矢政府委員 こういう複合ビルであれば、所有者がそれぞれの施設ごとに責任を持たせるようなかっとうでやっているのが普通でございます。しかし、なお、この場合もそうだと思います。しかし、なお、自分が管理について責任を持つような

体制にそもその契約その他についてなっておれば、その点もおそらくあるだろう。全くないというところは、これはむしろかしいのじゃないだろうか。しかし、これは複合用途ビルの権原の帰属の問題でございますので、ここで全部断定してこうだと言ふわけにはまいらないと思います。

○林(百)委員 そうすると、ビルの所有者も、このビルについて防火の管理者としての責任を持ち、そうして、防火の管理者としての諸法令によつて命じられたことが行なわれていなかった。そういう過失があったとするならば、責任を負わなければならぬのじゃないか。本件の場合、その点については今後の事態の究明を待つということですね。

それからも一つ、消防署員ですけれども、消防署員の負傷者が十六名と聞いておるわけですが、消防署の署員の負傷者はどうなつていいますか。

○降矢政府委員 消防職員は十三名でありまして、軽傷十一名、中等傷一名ということになっております。

○林(百)委員 こういうような日本の火災史上かつて例のないような、非常に無残な火事が発生したわけですが、こういうところへ出動した消防職員の手当というものは、これはわれわれもまた協力しますが、どのくらいの手当がどういうようにもらえるものなのでしょうか。

○降矢政府委員 これは、当務の方については、その当務についての手当、特に夜間出動の手当とか、そういうものが当然出るわけでございますし、それから、非番の人があるいは出ているかも知れませんが、そうすれば、そういう方についても当然手当が出るわけでございますが、金額につきましては条例で定めておりますので、いまその点詳細に承知しておりますが、当然、手当は支給されるということでございます。

○林(百)委員 この、手当のわかる人はおりません。私のほうでよく概略的に調べたのですが、消防職員としての手当が三百円で、それから、時

問外の手当が五百円から八百円の間のものがつくのではない。だから、合わせても千円をこすかこさないかの程度だ、こしてもわずかにす程度だというように聞いておりますが、わかりませんか。これはやはり消防署員にとっても命がけの仕事です、たいへんなことでして、われわれは十分その待遇を見てやらなければならないし、この国会にもそういうような法案も考えておるようですけれども、これはどうでしょうか。もう少し具体的に金額はわかりませんか。

○降矢政府委員 これは大阪市の条例で定めておりますので、いずれ私のほうで調べまして……

○林(百)委員 大体どんなものでしょうか。

○降矢政府委員 私、いま見当がつきませんので、いずれ調べて御報告させていただきますと思います。

○林(百)委員 それでは、あとで資料をいただきますが、おそらく、消防庁長官は、あまり少ないので言うのをちゅうちょしておるのではないかと思います。それは思い過ぎかもしれませんが、もしそうだとすれば、これはまたこれで別な問題として、非常に危険な仕事に携わるわけなんですから、われわれは、消防職員の手当についても十分見てやらなければならないと思います。

いずれにしても、これは消防署の方々が、ことに長官をはじめ首脳部の方々が、こういう営利主義に徹して、人の生命を二の次にして営業しておるような人たちに對しては、十分な警告、法令の順守、日ごろの訓練というものをとりあえず行なうこと、それからさらに、消防の施設がこれではあまりに貧弱であるので、これを十分充実すること、それから、消防職員の手当を、こういうような危険な仕事に携わる者にふさわしいだけの物質的な保障をするというようなこと。災いを転じて福となすように、これらについて今後努力していかなければならないと思いますが、私も現場を見ておりませんので、明日現場を行って見てきまして、そしてまた質問をいたしたいと思いますが、きょうの質問はこれで終わらせていただきます。

○大野委員長 関連して、小濱君より質疑の申し出があります。これを許します。小濱君。

○小濱委員 特別なほかの思いをいただきましたので、一点だけお尋ねしておきたいと思ひます。

いま、小山政務次官も、再びこのような災害が起らないように十分対処していきたいという決意を述べられました。ここで、今度の、この提出をされた書類の中で教訓を読んでもみしても、避難訓練であるとか、管理体制であるとか、煙に對する対策であるとか、いろいろ出ておりましたけれども、もう一つ、大事な問題で、私は、これは十分お考えいただきたいと思ひますので御質問するわけですが、いま林委員からも質問がございました。これについて、出動消防車両、これは八十一台だということになっている。この中で、はしご車が七台。それからシュノーケル車というのがある。これは日本語にするとういうふうになるのか、これが正規な名称なのか、これをまず伺いたいと思ひます。ちょっと御答弁ください。

○降矢政府委員 シュノーケルと言っておりますが、屈折はしご車というものであります。

○小濱委員 どうしてそんなむずかしい名前をつけるのですか。屈折、伸縮ですね。伸縮縮みのものでしょう。とにかく変な名前がついているものから、私も、解釈をするのにちょっと困るので、片方ははしご車となつていて、もう片方は、できれば片方も日本語でやつてもらったほうがいいのではないかと思います。わかりました。

そこで、先ほどの林委員の質問に對するお答えは、三十メートル、これが最大のものだという御説明がございましたけれども、もっと大きいものがあるはずなんです。それが非常に少ないということを知っています。高層住宅ができておる今日、それ以上のはしご車がないというのは、私も、それ以上のもつと力を入れていかなければならないと思ひますが、大体それ以上の車、四十メートル、四十一メートルの車があるはずですが、どの地域にどのくらいの台数があるのか。御存じならばお答えいただきたいと思ひます。

○降矢政府委員 ただいま林委員にお答えいたしましたのは、三十メートル以上のはしご車というところで答え申し上げました。大阪市内には、四十一メートルが一台と三十八メートルが一台ございす。それから、私の承知しているところでは、最近三十八メートルのものを東京で用意したというふうに承知しております。

○小濱委員 四十一メートルは日本には一台しかないのですか。

○降矢政府委員 私の承知しているのは、一台大阪で所有したということを知っております。

○小濱委員 横浜にもございす。それから東京にはないのですか。そういう点で、なぜ東京にないのであらうかと思ひます。その点を強調しておかなければならないと思ひますが、今回の記録を見ましても「梯子車による救助五十名(うち九名は死亡)」と書いてあるのです。死亡というのは病院でなくなったかと思ひます。死亡というのは「消防隊シートによる救助三名」と書いてある。シートを広げて三名が救われたらどう思ひます。シートを広げて三名が救われたらどう思ひます。いへん被害が起ったという話も聞いておるわけですが、どこから飛び出してくるかかわらないから、下に張っておいても、そのところにシートを張ることができないのか、間に合わないのか、このこと、これはしご車から救助された五十名のうちの九名の死亡内容をそれぞれお知らせを願ひたい。

○降矢政府委員 はしご車で救援され、病院に搬送された後になくなっております。ほとんどガス中毒だろうと推定されております。

それから、「シートによる救助三名」と申ししますのは、救命袋で伝わって降りようとして、そして下に来てから落下したわけでございます。それをシートを張って受けとめて助けた。小さいからどうかとお話ございましたが、そういう事実はございません。

○小濱委員 こまかいことを聞いて申しわけありません。あとで結論をお伺いしますが、はしご車でいまの中津症の人が上から伝わっておりてくるわけですね。いろいろ写真やら何か見ますと、消防隊が下からささえながらおりてくる姿が出ておりました。私も、三十メートル、三十五メートルぐらいの綱渡りをやった経験がございますけれども、若いときには、高いところの上がるなんていうことを自分は自慢して上がつておった時代があったんですが、いまはもう、二階、三階から下を見ても目が回るような、何だか知らないけれども、ばかに恐怖感にとられるような、そういう今日になってしまいました。あの場合に、三十メートルいりゆる百尺の上から伝わるような恐怖感というものはどういふものであろうかということをお私に想像するわけですね。あの伝わるような、一番高いところの場面をテレビで見ますと、えらい難渋してあそこへおりてくる姿が出てくるんですけれども、あそこを対策は何かないんですか。その辺が大事じゃないかと思ひます。

○降矢政府委員 確かに、今度のはしご車による救助は、通常の高さの使用の方法による救助と違っております。先生御案内だと思いますが、要するに、ワゴンがエレベーター式になっておりまして、通常のワゴンには、消防職員が一名乗って、ほかに救助される方二名を乗せまして下へおりてくるわけでございます。つまり、エレベーターでおりてくる仕掛けになっておるわけでございます。ところが、今度の場合は、うしろからどんだん押ししてまいりまして、ほんとうにはしごに手をかけながらおりてきた状態でございます。したがって、消防職員の方が下でささえながら実際救助しているという、通常のワゴンでおりてくる救助のしかたとは若干違つておるわけでございます。その点は、確かに、御指摘のように、そうい

うときにいかにしてはしごを伝わっておろさしてくるかという点については、今度の実際の経験者の話を聞きながら私たちも考えなければなりません。つまり、はしご車による救助の通常の形態とは全く違った形態で救助したところに、新しい問題として救助対策を考えなければならぬところがあると思います。

○小濱委員 政務次官、これはいままでも当委員会ではいぶん強調されてきた問題ですけれども、先ほども他の委員からも御質問がございましたように、まだまだこれは体制が整っていない。いまのように高いビルがたくさん建っているにもかかわらず、四十メートル、四十一メートルのはしご車が大阪と横浜にまだ一台しかない。東京にはありません。最近三十八メートルができたかなんとか言っておりますけれども、そういう状態であって、これは何とかしなければならぬと思う。消防車両、しかもはしご車の整備をして、上でどうそれを救済していくか。ガス中毒になった人が三十メートル、四十メートルの上から階段を伝わって降りるなんというのは、無我夢中でおろしてくるだろうと思うのです。一歩誤ったらたいへんなことになる。消防署員も犠牲になってしまふ。こういうことで、あそこ対策も講じなくてはならぬ。

それからシートの問題。シートの張りぐあいを、その場所によって大きくするか小さくするかという問題。これは十階、二十階ぐらいからおりるわけにはいきませんから、シートを下で張っているのじゃなくて、上で張ることができないものか。これ教訓として、もっと救助作業を考えなくてはならないと思うのです。それは予算の面もあるでしょうし、大いに研究もし、強調していかねばならぬ問題だと私も思いますが、テレビや新聞でいろいろと見たり伺ったりした中で特に感じたのは、救助作業のこのところの教訓をもっと生かしていかなくてはならないと思うのですが、お答えいただきたいと思ひます。

○小山政府委員 今回の千日デパートの火災とい

うものは、私は、今後の消防のあり方に大きな教訓を与えた面が非常に多かったのではないかと思うのです。従来、火災を主体に消防の施設というものを整えたわけでございますから、消火ということが第一の任務になっておる。しかし、最近の状況を見ますと、やはり、人命救助ということが消火と並んで消防業務の大きな仕事になってきたようでありまふ。特に、最近、有毒ガスの発生というふうな面を考えますと、消火に先行してまず人命救助をやらなければならぬ。そういう人命救助の体制というものが、いままでの消防体制の中に十分確立されておったかという点、私は、必ずしも十分とは考えられない面が多いように思うのであります。したがって、これから消防器具そのものも総点検しなければならぬし、消防体制そのものにも再検討を加えなければならぬ。やはり、新しい時代の要請をできるだけ敏感に受けとめて、これから再び多くの人命を失うような災害を起さないように、消防体制の面からも十分再検討をしてみなければならぬ。そういう意味では、今回の火災というものは私も教訓である面が多かった、非常に大きな教訓であると考えております。私も、これから大臣とともどもに、できるだけの勇氣をもって対処してみたいというふうに考えております。

○小濱委員 関連でありますので、この程度で質問を終わります。

○林(百)委員 関連。スプリングラーですね。これも専門のことばが出てくるが、スプリングラーが、千日デパートの場合は、地下一階と一階と、六階、七階に装置されていただけで、発火の場所と見られる三階をはじめ、焼けた二階、四階に設置されていなかったというのですけれども、スプリングラーはどういう状態になっていたのですか。動いたのか動かなかったのか。動いたとして、どことどここの階にはあって、どことどここの階にはなかったのですか。

○永瀬説明員 スプリングラーは歌舞伎座時代に設置したものでございまして、用途変更を

しましてからあと、その用途に応じた配管のやり方はいたしておらないようです。地下に十三個、一階の玄関正面の入り口を入りましたところを中心に十五個、その程度しかスプリングラーはついておりませんでした。これらが地下と一階の関係で、火災のそこにと及んでおりません関係で、作動いたしておりません。

○林(百)委員 もう一つ。そうすると、総合建築ビルとしては、スプリングラーも非常に不十分な施設しかなかったと理解していいですか。

○永瀬説明員 この建物が、先ほど申し上げましたように、歌舞伎座時代にできた建物でございまして、その後用途の変更、多少の改造をしております関係上、従前の用途そのままでは適法になる仕組みになっております関係で、法令上は違反という形には相なりません。もし、この建物が新たにできたとしても、部分的にはスプリングラーの要する部分は出てまいります。このような状態でございまして。

○大野委員長 次に、内閣提出にかかる警備業法案を議題といたします。この際、おはかりいたします。本案について、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。なお、参考人の人選、出席日時等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大野委員長 それでは、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。桑名義治君。
○桑名委員 最初に、警備業法に対する政府並びに自民党の姿勢について一言申し上げたいと思ひます。委員長も見ればおわかりのように、今回のこの警備業法の審議にあたりまして、非常に少数の出席しかございません。本来ならば、私はここで質疑を中止をしたいわけでございまして、たゞたゞの要望でございまして、質疑を続行いたしませんけれども、二度とこのような状態が起らないように、ひとつ十二分に御配慮をお願いしたいと思います。まず、それを要望して、審議を続行していきたいと思ひます。

今回出された警備業法につきましては、俗に言うガードマン法でもありますし、あるいは、これに該当いたします会社は、警備保障会社というふうに銘打たれているわけでございまして。したがって、この警備業法は、ただ単にその会社の運営並びに資格等についてのいわゆる規制——規制ももちろん大事ではございますけれども、いわゆる補償についての内容がほとんど盛り込まれておりません。ところが、いろいろな資料をながめてみますと、外国におきましては、この警備業に対する規制と補償が行なわれている国々が多いようにございまして、この補償の点をなぜ削ったのか。その点について明快にまずお答えをお願いしたいと思います。

○本庄政府委員 警備業法を今回立案するにあたりまして、補償に関する規定をなぜ削ったかという御質問でございまして、先般も申しましたように、警備業というものはだんだんふえてまいりまして、その増加に伴いまして、いろいろ社会的に不正と申しますか、不当と申しますか、そういうような事案がぼつぼつ出てまいりました。そういった行為を防止するというのがこの法案の主眼でございまして、この警備業務に伴って、警備中に損害を生ずるということも絶無ではないわけでございまして、現在のところ、それぞれの会社と

依頼者の間に、補償契約に基づきまして、あるいは民事の一般原則に基づきまして、適切に処理をされておる。中には一、二、いわゆるトラブルということになっておるのも聞かないわけではございませんが、いま直ちに法律でそのことを義務化するという程度の事態にはないというのが一つの理由でございます。

それともう一つは、この損害補償につきましては、当然、その補償契約のバックに損害保険というものが関連してくるわけでございます。そういった損害保険業界といったものの体制が、必ずしも、この警備業界との関連におきましてしっかりと確立されていないというふうに見られる点がございまして、そういったような諸般の事情からいたしまして、今回の最初の立案の際には削ったと申しますよりも、一応ペンディングにいたしましたということでございまして、将来、情勢の推移によりましては、そういうものを挿入するということとは当然考えられるかと思います。

○桑名委員　では、現在の警備保障会社と、それから被害者の間にどういうふうな補償がなされているという実情でございますか。

○本庄政府委員　これは、会社によりまして、契約内容が差がございますから、一律ではございませぬが、おおむね一定の補償の限度額、たとえば五千万円なら五千万円という限度をきめまして、警備中にその警備会社の警備員の責めに帰すべき事由によつて損害を生じた場合には、その限度内において補償をするというのが通例のように聞いております。

○桑名委員　そうしますと、現在の警備保障会社は、その与えられた物件に対するいわゆる警備はもちろんのこと、被害を及ぼした場合には補償をするというような形で運営をされておるといふことになれば、その保障会社の責めに帰すような事態が何か起こって、そこで損害を及ぼしたならば、当然、その保障会社の補償力が問題になってくるのではないかというふうに私は思うわけでございますし、現在設立されている会社でさえも、

その業務内容が補償というのをうたっている以上は、何らかの形で担保ができるような、いわゆる義務化を早急に推進をしなければ、名と実態というものがそぐわないものになってくるのではないかと思います。いかというふうに考えられるわけでございますが、その点についてはどういふふうに今後やっていこうとお考えでございますか。

○本庄政府委員 その点につきましては、まず、そういう補償事案につきましては、実態を十分に把握することが必要であらうかと思ひます。先般も申しましたように、現在のところ全く規制法規がございませんので、正式に調査する、あるいは報告を求めるということもいたしかねる次第でございますが、そういった補償問題が現実にとの程度発生して、どういうふうに扱われておるかということについて、必ずしもごまかく正確には承知いたしておりません。したがいまして、この法律ができましたならば、この法律に基づきまして、そういった点についての調査を、これは業者のほうの

協力を求めるということでやっていきたいと思っておりますが、これを契機といたしまして、そういう実態をまず調査をいたしまして、そういうこ

とを義務化する必要があるかどうか、必要がある
とすればその内容をどうするか、そういうしたこと
について早急に検討をしたいと考えております。

○桑名委員　現在、警備保障会社は日本の中では
幾つあって、しかも、資本金が一番小さいのは幾
らぐらいの資本金でございますか。

○本庄政府委員　約四百五十あります。会社の中
で、一番小さいのは幾らかということでございます。

すと、実は、個人の事業がございまして、資本金幾らということをやっと正確にお答えいたしたかねる次第でございしますので、まことに申しわけございませんが……。

○桑名委員　と申しますのは、要するに、補償力があるかないかを調べたいわけです。補償力のない保障会社ということになれば、これは「保障」の点だけは取り除かなければならない。警備会社なら話はわかる。警備保障会社と名前がついてい

る以上、補償が当然ついているのだという一般の
いわゆる概念があるわけです。ですから、その点
についての、一般の人々に害を与えないための担
保として、いわゆる補償能力を知るために一番最
低の——保障会社ですから、会社形態を一応持っ
ているはずなんですから、だから、どのくらいい
補償能力があるかということが知れたかったわけ
です。

○本庄政府委員 大部分と申しますか、相当多くの会社は、何々警備保障会社という名前で補償契約を結んでいるのが多いようでございますが、中には、そういう補償というのを全然やらない会社がある。したがって、名称といたしまして「保障」という名前をつけておらないで、単に警備だけをやる。したがって、補償はいたしませんというのを別に宣伝はいたしません。全然ノータッチの会社がございます。利用者のほうも、補償はされないということは承知の上で契約しておる。そのかわり、料金が安いとかないと

か、いろいろな経済上の問題があると思います
が、現実には補償契約を結んでやっておるのは七、
八〇%というところでございまして、あとの二〇%

いし三〇％は補償契約を結んでおられない。しかし、その補償契約を結んでおられない会社がいろいろ問題を起こしておるかといいますと、幸いに、このところ、そういう話は実は聞いておられないわけでございまして、私たちのほうは、警備保障会社業法ではなくて、警備業法ということで、補償するものもしないものも、先ほど申しましたよ。うないいわゆる警察障害の除去という問題で、とり

あえず今回基本的なものをつくったという趣旨で
ございますから、その点御理解をお願いいたした
いと思います。

○桑名委員 いずれにしても、警備会社とい
たにしても、名前がそういうふうな名前であり
ましても、補償というものは当然付随的につくも
のである、警備と補償が一体のものである、こう
いったところから初めて危険負担が完全に担保さ
れる、こういうふうな考えが正当な考え方ではな
い。

かろうかと思っておりますので、私の意見でございますが、そういう方向で今後ともひとつ研究を願いたいと思います。

それからまた、次に、一般的な問題をまず最初にお聞きしたいと思いますが、まず、いままでの警備保障会社は、いわゆる非公認の会社であったわけです。今回のこの立法措置によりまして、整備保障会社というものは公認の存在になってきたと言われても、これは決して過言ではないと思い

ます。そういう意味から言いますと、いわゆる警備保障会社自体も、あるいはそれらの従業員も、すべてが公認になったということで、強制的なものを発動するような、要するに多少行き過ぎが出るのではなからうかというふうな危惧が多少あるわけであります。これは、一部の人はそういう意見を吐く人も私のところに来ております。その点についてはどのようにお考えになっていらっしゃるか。これはばく然とした質問ではございませんが、まずお聞きしておきたいと思います。

○本庄政府委員 今回この警備業法がかりにできますと、この法律ができましたことによりまして、国がこの警備業というものを公認したというふうに一般の人がとって、したがって、いままで日陰者であったものが大手を振るというふうな印象を受けるのではないかと御懸念もごもつともかと思いますが、先般から申しておりますように、今回の立案の趣旨は、そういういいわるの公認をして特権的なものを与えろという意味での立法ではございません。そういう点の誤解のないように、たとえばこの条文を見ましても、第八条は、「この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意する」というふうなことを念のため明記をいたしております。この法律の趣旨、内容というものを一般の国民の方々が十分御理解いただければ、そういう御心配は解消するのではなからうか。また、法律ができました晩には、私たちは、その啓蒙、PRにつとめ、国民に理解をしていただくことに十分努力をいたして、さような御心配のないようにいたしたいと

考えております。

○桑名委員 いま御答弁がございましたように、確かに第八条には、「警備業務実施の基本原則」というところで、「警備事業者及び警備員は、警備業務を行なうにあたっては、この法律により特別に権限を与えられているものでない」というふうに一応うたててあります。うたててありますけれども、先ほど申し上げましたように、一応これは警察の公認ということになりますね。届け出です。届け出をすればやってもよろしいということになれば、一応それが公認されているわけですから、そういうことになれば、やはり、一般市民は、そういうふうな事柄に対しては、法律的には云々という前に、ああ警察が認めた団体なんだな、会社なんだな、と、ここに一番留意をするのはなからうかという懸念がしてならないわけです。だから、そういう懸念が懸念でなければいいのですけれども、そういうような事柄が出たときが非常に行き過ぎがあらわれてくるのではなからうかと思えますので、いまから先、この警備法が通過した後は十二分にPRをするというお話でございますけれども、その点はまず十二分に留意をしておいていただきたい。これを要望しておきたいと思います。

それから、警察当局としてはすでに御存じのように、ガードマンによる不正というものが非常に多くなっております。この事柄に対しては世の中から非常にひんしゅくを買っているわけでございます。何となれば、いわゆる警備を依頼をされるというのは、ほとんど、その会社なりあるいは一つの団体が一番弱点をさらけ出しているときにその仕事に従事しているわけでございますので、これは、そういう犯罪を犯そうと思えば簡単に犯せるというふうな立場にあるわけでございます。そういう意味からも今回の警備法が提出をされたんだらうというふうに思うわけでございますが、前からの質疑の中にもありましたが、いわゆる学園紛争あるいは組合の争議介入といった問題がいままでにいろいろと世間の耳目を集めている

わけでございます。こういった事柄についてまず最初にお伺いしておきたいと思いますが、ガードマン会社が、学園紛争あるいは労働争議、あるいは一株主運動等に、集団をもって、いわゆる機動隊の業務を行なった事例が今までにどの程度あるか。具体的に二、三述べていただきたいと思

います。

○鈴木説明員 お答えいたします。御指摘の、いわば集団的な事例、事犯についてガードマンの存在ということでございますけれども、いままでのケースですと、そういう例で注目され始めたのは四十五年くらいからでございます。それ以前は、マスコミを含めまして、そういう問題についてそうスポットを浴びていなかったように思います。四十五年の中盤ごろから、株主総会とか、ああいった問題をめぐりましていろいろ注目を浴びてきたということでございます。したがって、一応世人の注目を引きましたのは、チッソの株主総会であり、あるいは最近では、那珂浜の問題であり、また、報知新聞社の事件でありますとか、あるいは、昨年度の成田の代執行にからみまますガードマンの存在でありますとか、そういうところが一応大きなものとして世に論ぜられたというふうに承知しております。

○桑名委員 そのほか、千代田学園の紛争や、宮崎放送、東京発電機、森村金属、細川鉄工、日本テレビ等、いろいろと問題がたまたまあるわけでございます。こういった問題から、今回のこの警備法に対する反対の声も相当あがっているわけ

でございます。そこで、今回の法案の中の、第二条の警備業務の「定義」の一項の四号に「人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務」とあるが、これは具体的にどのようなふうなことを想定をしているわけでございますか。

○本庄政府委員 これは、場合はきわめて少ないと思いますが、自分が何らかの危害を受ける。危害と申しますのは、要するに違法、不当な侵害

そういったものからからだの安全を守るといふことを内容とするものを一応観念的には考えておるわけでございます。個々具体的な場合によってかなり違うと思いますが、こういったものを必要とする数は少ないんではないかと思ひます。しかし、現実には、多くの会社の定款、規約の中には、そういうことを業務内容としてうたてておるの

のかなりあるようにございます。

○桑名委員 そうしますと、第八条に、「他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」とあるが、これは具体的にどういうふうな解釈すべきですか。抽象的で申しわけないですが……

○本庄政府委員 他人の権利及び自由の侵害、それからもう一つ、後段は、個人もしくは団体の正当な活動の干渉、この二つになるわけでございますが、権利、自由の侵害については、憲法その他の法律でいろいろ認められた諸権利がござい

ますし、あるいは自由というものがござい

ますが、この干渉というものは、必ずしも犯罪行為ではない。刑罰法令には直ちに触れない。が、しかし、その個人あるいは団体の正当な活動に、威圧的な申し立てとか、その行動の自由あるいは意思の自由に影響を与えるような、そういうたよくない事柄。大体そういうものをきわめて抽象的な表現で恐縮でございますが、基本的にはそういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○桑名委員 世の中の反対理由の中には、労働争議に介入するのではないかと、あるいは危険を抱えている事柄が大きな比重になっているわけでございます。あるいはまた、先ほどちょっと前段に申し上げましたように、行き過ぎという事柄に

よって、個人の自由を束縛するような事柄が出てくるのではないかと、あるいは自由を侵害するようなことが出てくるのではないかと、あるいは心配をされているわけでございますが、この「団体の正当な活動に干渉してはならない」ということは、これはすなわち、労働争議にも干渉しないということですね。介入しないということですね。

○本庄政府委員 団体に労働組合が含まれることは言うまでもございせん。したがって、労働争議について申しますれば、労働者や労働組合の正当な活動に干渉すること、言いかえれば、警備員が不当な介入をするということ、これは当然禁止されているということになるかと思ひます。

○桑名委員 そうすると、たとえば第八条によつて、労働争議への介入が禁止されている。一応このように説明でございます。その中に「正当な」ということばが入りましたけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、第二条の第一項の四号で「人の身体に対する」云々という項目があるわけでございます。そうした場合にたとえば大学の学長あるいは会社の役員といった人々から、今回の労働争議は非常にエキサイトしうから、私の身辺を守っていただきたいというような要請があれば、そういうふうな二つの競合の中にあって、それがとりもなおさず労働争議の不当介入になり得る可能性が多少あるのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。その点はどういうふうにい

わゆる学園紛争の際に、その前後の事情からいたしまして被害を受けるおそれがあると判断をいたしましたとして、その学長の身体を、まわりにおいて警戒をする警備員を頼んだという場合に、その警備員が警備員の業務の範囲内において学長の身辺を警戒するという行為は、そういう学園紛争、そういう活動あるいは学生の活動といったものについての干渉にはならない。かように解してお

○桑名委員 往々にして、そういうふうな事柄から一番最初出発しているわけですね。そして、成田の紛争のような問題も結局起こっているわけですね。それから、先ほどいろいろ例をあげられましたが、その問題、最初の出発はそこから起こっているわけですね。そして、この問題がだんだんエキサイトしてくる。あるいはまた、底流に、そういうものを労働争議に干渉させようという意図があったかどうか、そこら辺はわかりませんけれども、そういうことからこの問題が、いままでの問題では惹起しているわけですね。だから私はこの問題を提起したわけですね。だからその点については、いまの説明ではどうも満足いきかねるわけですね。この点、労働省としての解釈はどうですか。

○岸説明員 先ほど先生御質問のとおり、労使関係というのは、これはあくまでも労使の自主的な話し合いで済めることとあります。そういうものに第三者が介入いたしますと、いままでのいろいろな事例から見ても、どうもこれは感情的になりやすい。ですから、なるべく第三者というものは介入すべきではないというふうに考えております。しかしながら、これは、先ほど、前回の会議におきましても御指摘いただいたのでございますけれども、現実には、企業の中に、守衛の部門等についてすでにガードマンに委託をしておるといふような事態がございます。これは一つの傾向だと存するわけですね。そういう場合に、これを争議の際に全く関係せしめないというわけにもいかないわけですね。特に、使用者といましては、財産権その他の所有権を自己的に守っていくというたてまえがございまして、こういうことについてまで禁止するというわけにはいかないだろう。そこで、そういうような労働争議の場所にはガードマン等を採用される場合には、特にこれは慎重でなければならぬだろう。ましてや、これは当然でございませうけれども、正当なる組合の活動に対して、それに干渉するということはいけないということで、八条の規定では、正当な

る団体の活動に対しては干渉してはならぬということ規定しておる。こういうふうに私たちとしては考えております。

○桑名委員 いま労働省のほうからお話ございましたように、いまゆる、いままでの当初の目的というの、いままで問題になっているチソの問題や、あるいは新聞の問題や、あるいは宮崎放送の問題や、こういう問題に対しては、一番最初労働争議に介入するという事柄はなかったかもしません。意図はなかったかもしませんが、そういうふうな問題が惹起してきた。こういうふうになれば、もう少しこの八条の項目については配慮が必要ではなからうかというふうに思いうわけでございますが、その点について、長官としてどのようにお考えでございますか。

○後藤田政府委員 御質問のいろいろな点を配慮した上で、実は原案を作成したつもりでございます。ただいままでお答えをいたしましたように、個人なり、会社なり、あるいは団体なりというものは、法令の範囲の中では、やはり、自分の身の生命なり、あるいは財産なりというものの安全を確保するという固有の権利を持っておるわけですね。その権利の行使をこういった会社に委託する。いい悪いはいろいろありましようけれども、そういう最近の風潮になっていくわけですね。したがって、ガードマンの会社としては、当該個人なり、団体なりが持っている当然の財産なり、生命なりの安全を確保するという、基本的な権利の範囲内において業務を営むという以上は、これは、かりにそれが労働争議の場合であっても、それをしも禁止するというわけにはいかぬだろう。しかし、現実には、労働争議等の場合において、警備会社等から雇っているいろいろなことをやらせるという点については、私は、特に慎重な配慮は当然望みたいと思っております。

というの、やはり双方がエキサイトいたしますので、とかく、個々具体的な場合には行き過ぎで、ガードマン会社が委託を受けておる範囲を越えていろいろの問題を惹起するということがあ

り、それは、結果としては、ここに書いてありますように、個人または団体の正当な活動に干渉したり、場合によれば、それが違法行為になったりするといふことがあるわけですから、特にこういう点については慎重な配慮をしてもらいたいと思っております。

しかしながら、法律として書く以上は、そういった基本的権利がある以上は、それをしもやっちやいかなどというのとはちよと行き過ぎではなからうか。やはり、法律として書く以上は、ここにありますように、個人または団体の正当な活動に介入することは絶対まかりならぬ、それをすれば、かりにそれが違法でなくともいけませんよというのを書いたつもりであって、私は、御心配の点はないのではなからうかと思っております。

まさに、おっしゃる通りに、最近の、一昨年あたりから出ておる不都合な事例等も、私どもとしては、頭に置いた上でこの立法をいたしたわけでございますので、そこらへん御理解をいただきたいと思っております。

○桑名委員 次に、第四条の問題に移りたいと思っておりますが、第四条の問題は、いわゆる届け出制になっているわけですね。端的に申し上げますと、古物商あるいは質屋といったたぐいの商売も一応許可制というふうになっているわけですね。ところが、今回の警備業法案が出たとき、中には、いわゆる問題点が多少惹起したために、それを規制して、そういう事柄がなくなるようにという配慮のもとに行なわれたということになれば、当然、届け出制にするよりも、認可制あるいは許可制という方向に持っていくべきではなかったかというふうには私は思っております。ところが、なぜ届け出制にとどめたかということ、その点について伺っておきたいと思っております。

○後藤田政府委員 その点も、実は、立法過程で内部的に非常に議論をした点でございまして、お答えいたしておきたいと思っております。本来、私は、基本的には営業は自由であると思っております。そういうことですから、できれば許可制なんというものは避けたほうがベターである。しかし、法律的に考えますと、こういった立法は多くの場合許可制が多いわけですね。そこで、私も、許可制にしたらばどうであろうかといったような法律屋的な考え方も一方にございました。しかし、やはり基本は、規制の目的を果たせられるならば、法の、こういった許可制にするか届け出制にするかというところは最低限のやり方にとどめるべきであらうということで、いろいろ法律屋には議論がございましたけれども、届け出制にする。しかし同時に、よくないことがあるならば、それによって直させるような指示をしますよ。指示に従わない場合には、場合によれば営業を、許可であれば取り消しになりましようけれども、廃止という処置をやつていこう。これで十分目的は達せられる。目的が達せられる以上は最低限にしたほうがよろうということで、あえて届け出制にした。これが実情でございます。

○桑名委員 そこで、第十五条と多少関連が出てくると思うのですが、第十五条は営業の停止の項になっているわけですね。そこで、「警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき」となっているわけですね。ところが、その「適正な実施が著しく害される」ということは、具体的にどういうことを一応想定しているわけでございますか。

○本庄政府委員 「著しく害される」場合、表現が抽象的でございますが、たとえば一、二例をあげてみますと、先ほどから話題になっております第八条に相反した場合、あるいはその他でも、法律違反行為というものが考えられるわけですね。警備員がやったということではなくして、会社の幹部の方針によるものであるというふうな場合、これなんかは明らかにこの十五條に該当するのでなからうか。あるいは、会社自体にそういう委託はなかったといたしましても、会社が警備員に対する指導、監督を十分やっておらないで、はなはだしい不行き届きと申しますか、そういうこと

とが原因となつて警備員が強盗をやつたというふうな場合、こういう場合が十五条に該当する場合の一つの典型的な例と申していいかと思ひます。

○桑名委員 あまりはつきりした事例が出てこなかつたわけですが、この法によりまして開業の許可をとつた、それから営業が始まつたというところになるわけですが、届け出制です。それから、大体ほとんどが許可になるんじゃないかというふうな考えられるわけですが、その場合、届け出をする前に、いろいろな欠格事由というものが前段に出ておられますけれども、私は、一応許可制にして、開業する以前に厳格な資格基準というものを設けるほうがむしろベターではなからうか、欠格事由が出て、初めてそこで停止をしたりするよりも、最初に強い規制を行なつておくほうがむしろベターではなからうか、こういうふうな考えられるわけですが、その点について……

○本庄政府委員 議論になつて恐縮でございますが、許可制ということになりますと、禁止する、そして特定のものに禁止を解除するという、そういう法律的な考え方というものが一般的でございます。したがって、先ほど長官が説明いたしましたように、営業というものは、本来自由であるほうが一般国民にとつて望ましいんだという考え方。観念的な議論になるかと思ひますが、そういった考え方をといたしまして、まあ、あまり実質的な差異がなければ、その営業の自由というものをとにした届け出制のほうがベターではなからうかというふうな考えております。

○桑名委員 先ほど一番初めに申し上げましたように、言うならば、この業務というものは特殊な業務であらうというふうには私は考えるわけです。そこから一切の発言の基礎が出てくるわけでございます。そういう立場から考えまして、届け出制よりも、むしろ許可制のほうがベターではなからうかというところに私の発想はあるわけでございます。そういう意味で私は質問しているわけですが、公安委員会への届け出というこ

とにした理由ですね。普通一般の会社であるならば、そういうたような考え方であるならば、警察庁の所管よりも、労働省の所管や通産省の所管のほうがむしろベターであつたのではなからうかというふうな考える。ここに、公安委員会への届け出したところ、許可制にすべきでなかつたかという議論が生まれるのではなからうか。こういうふうな考えるわけですが、労働省や通産省といった所管にしないで、公安委員会の所管にしたという、その根拠にあるものは一体何ですか。

○本庄政府委員 この警備業法は、いま労働省というお話が出ましたが、労務管理の適否等というものに関する法的規制ではございまして、警備業務を実施するにあたりまして、違法あるいは不当な行為を防止することを目的とする法的規制でございます。こういった法的規制の担当機関といたしましては、公安委員会が適当ではなからうかと、かように考えております。

○桑名委員 労働省としてはどういうふうにお考えですか。

○加藤説明員 労働省といたしましては、直接、この警備業が、職業安定法で規制しております労働者供給事業とか、そういった面で違法な面が出てくれば、それについて、職業安定法の規定に基づいて処置をする。それからまた、その違反があつた旨を公安委員会のほうに通報いたしまして、営業の取り消しとか廃止等の措置をとつていただく。こういうようなことで考えております。私どものほうとしては、直接こういう警備業務というものについて所管をいたしておるわけではございませんので、いま申し上げましたように、わが労働法の面で違反する面があれば、その面からわがほうとしての必要な措置をとり、また、公安委員会のほうへ通報して、そういう営業の取り消しというふうな形をしていただくというものでいいのではないかと、私どもは考えております。

○桑名委員 この問題は、まだどうもすっきりしないのですけれども、次に移りたいと思ひます。次に、第三条の、いわゆる欠格事由になるわけですが、これは、端的に申しまして、警察官の欠格事由というふうな尋ねられたら、どういふふうにお答えになれますか。これは警備業のこれとは別ですよ。警察官の欠格事由というふうな質問された場合はどういふふうにお答えになりますか。

○本庄政府委員 警察官の法的な欠格事由といつたしましては、地方公務員法に規定がございまして、「禁治産者及び準禁治産者」、それから「禁治産者」の執行を受けることがなくなるまでの者、これは、「条例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない」ということが規定をされております。これが法令上の欠格事由であらうかと思ひます。

○桑名委員 警察官を採用する場合にも、相当地な、いわゆる欠格事由を厳格に審査した上で採用ということになつてゐるわけですが、それのみではなくて、いわゆる教育、訓練、これも警察官としての特別なきびしい訓練が行なわれているのが実情ではございまして、それにもかかわらず、最近では警察官の不祥事件が起つておるわけでございます。そういった立場から考えた場合に、今回の警備業法のこの業務内容というものは、先ほどからもたびたび申し上げておりますように、人間の非常に手薄なとき、あるいは一つは、団体の手薄なとき、そのときにこそこの業務の実体があるわけでございます。そういった立場から考えた場合に、第三条の欠格事由だけではたして十二分であらうかどうか。これは多少疑問視しておかなければならない問題ではないかと私は思ひます。この法律によりまして、「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者」というふうな欠格事由が出てゐるわけですが、三年以下の刑であつても、いわ

ゆる暴行、傷害、脅迫あるいは恐喝、窃盗あるいは銃砲刀剣不法所持という粗暴犯もむしろ加えるべきではなからうか。私はこういうふうな考えるわけですが、その点はどうでしうか。

○本庄政府委員 いま先生のおっしゃいました粗暴犯等の御設例の犯罪も、禁錮以上の刑に処せられる者につきましては、その執行を終り、または執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない場合は欠格事由に該当するというところでございまして、すべての犯罪についてそういう扱いになる。もちろん粗暴犯は入るわけでございます。

○桑名委員 そこで、次に、十一條に入りたいと思ひますが、十一條では教育の問題があつてゐるわけですが、十一條は、「警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならぬ」と書いてあるわけですが、具体的にはどのような教育を想定しているわけですか。

○本庄政府委員 警備員に対する教育といたしましては、一つは、いま御審議いただいておりますこの警備業法その他警備業務の実施に必要とされる法令、刑法その他各種法令があると思ひますが、そういった法令に基づきましての知識、それからもう一つは、たとえば、護身用具の適正な使用その他警備業務の適正な実施に必要とされる技能といったものを一応ぜひやっていたきたいと私たちが考えております。しかし、そのほかに、それぞれの会社、業者によりまして、いわゆる自社教育と申しますか、社内教育と申しますか、その社として必要な教育を当然行なうということも予想しております。

○桑名委員 どうも、その教育の内容が具体的に明快でないようでございますけれども、この総理府令で定めるところの教育というのは、大体どういう教育ですか。どういう教育をしなければなら

ないという、資料が何かございますか。

○本庄政府委員 いま手元には持っておりませんが、成案ではございませんけれども、一応部内で検討しておりますのは準備しております。

○桑名委員 それは出していただけますか。

○本庄政府委員 じゃ、あとで提出いたします。

○桑名委員 そうしますと、この種の業務につきましては、規律の非常に正しい教育の内容を持つておかなければならないと思ひますが、現在の業者は、こういう教育をどのようにしているか。実態はどうなんですか。

○本庄政府委員 業者と申ししても、大は五千人、六千人をかかえておるガードマン、警備員を持つておる業者もあり、中には五人、十人という小さいものがございますので、まことに千差万別でございます。大手のところはおおむね一週間程度、先ほど申しましたような法令上の知識——警備法はまだできておりませんから、それ以外の法令上の知識あるいは護身用具の使用法とか、さらに車両、通信機械、そういった最近の装備についての教育その他警備業務に必要な諸般の教育をやっておるようです。中には、肉体的なトレーニングといったようなものをやっておる会社もあるようでございます。しかし、その一週間といったような程度に至らないもの、あるいは極端な場合には、ごく一部のものでは、ほとんど教育らしい教育をやっておらないで現場に使っておるものもあるようでございます。

○桑名委員 この警備法を通過させましたも、成立しても、結局、一番むずかしい問題は、警備保障会社がかなり小なりいろいろ千差万別であるということ。そういつた中でこういうふうな教育を行なうように第十一条でうたつて、はたして実質的に教育ができるかどうかという問題があるわけでございますが、この点はどういうふうにかと考えられ、また、教育をしているかどうかというチェックはどういうふうになるつもりですか。

○本庄政府委員 たいへん重要な問題だと思ひます。総理府令で教育につきまして必要な事項をき

めまして、さらに、警備員ごとの教育の実施簿と申しますか、訓練簿と申しますか、そういった簿冊も備えつけることを義務化したしまして、そして報告を求め、あるいは現実に立ち入りをやつて、この法律に規定したような教育が行なわれているかどうか、十分監督をいたしたいと思つております。もちろん、事前に、行政指導によりまして、そういうことへの徹底はさせたいと思ひます。行政指導のみで目的を完遂できない場合には、そういった法律に基づく措置も最終的にはとるということも考えております。

○桑名委員 労働省の方、もうけっこうでございます。どうもありがとうございます。

いわけこの教育が行なわれているかどうかというチェックですが、これはせっかく法律で、第十一条でこういうふうに行うたい上げたんですから、これが実施されなければ法律をつくった意味は何にもなくなるわけですね。実際に単なる行政指導ということだけで済むものかどうか、これはちょっと疑問視する節があるのですが、これについてもう一歩突っ込んだ考え方はございせんか。

○川崎説明員 教育の実態の掌握につきまして、公安委員会が所要の報告を求める権限がございしますので、あらかじめ事前に、各社の教育計画というものはどういふものであるかという報告を求める予定にいたしております。そして、教育を実施しました結果につきましても、実施結果報告という形におきまして報告を求めることにいたしております。

なお、そのほかに、警察官が営業所に立ち入りまして、先ほど部長の御説明申し上げましたような個人別の教育実施簿の検査をいたしました確認をしてまいるといふ実態になっております。

○桑名委員 次に、十条の問題でございします。十条は「護身用具」ということですが、「必要な護身用具を携帯することができ」といふふうになつてゐるわけでございますけれども、この使用についての規制というものはどういふふうに考

られてゐるのか。その点について何っておきたいと思ひます。

と申しますのは、これは調査室から出ている資料でございますけれども、新東京国際空港用地の強制代執行の際にこれが問題になりました。衆議院の予算委員会でも、荒木国家公安委員長は「ガードマンの警棒は正当防衛、緊急避難以外には使つた」と行政指導しているが、これを徹底させるために規制を検討中」と発言してゐるというふうになつてゐるわけでございます。そういう荒木前国家公安委員長が発言に対して、これに適応して、今回のいわゆる護身用具の携帯について、あるいは使用について、どのような規制を考えられたか。その点について何とおきたいと思ひます。

○本庄政府委員 護身用具につきましては、第十条に「法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することができ」とあり、それから第二項に、「公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、「護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができ」といふふうに書いてありますが、携帯につきましては、いまのところ、具体的にはほとんどに自分の身を守る。たとえて申しますならば、現在の警察官が持つておる警棒程度のものについては、これはやむを得ないんじゃないかならうか。しかし、護身用具と申しましても、攻撃的な性質のもの、あるいはもっぱら防衛的な性質のもの、その中間のもの、と、いろいろございしますが、そういう攻撃的なもの等につきましては、持たせないような措置を講じたい。

それから、その使用につきましては、先ほど先生のおっしゃいましたように、当然関係法令の制約を受けまして、正当防衛、緊急避難、特に、急迫不正の侵害があつて、自分の身を守るといふときでなければ使えない。そういうことであらうと思ひます。

○桑名委員 いまの御答弁であるならば、荒木前国家公安委員長が発言したのと一歩も出てないといふふうに一応考えられるわけでありまして、一応

こういうふうな法律ができ上がったということが前進といへば前進といふふうにとれるわけでございますけれども、この点については十二分な配慮をさせていただきたいと思ひます。

それでなくても、先ほど申し上げたように、非公認が公認になったんだという、いわゆる意識過剰な行為が起こつた場合にはまた問題になりますので、その点については十二分に御配慮をお願いしたいと思います。

そこで、大阪府の警備保障事業連絡協議会というものが「警備法案に対する意見書」というものを出して、皆さま方のお手元にもおそろく行つてゐるのじゃないかと思ひますが、この意見書の中において、第七条に対する意見として、「警備員の制限として第三条一項で欠格事由が定められているが、この該当の有無について警備業者が確実な調査することは現在のところ不可能である。業者としては警備員の採用にあつては速急に慎重を期し、身元調査も行なつてゐるので、このような期待不可能なことを法律で規定することは問題である」と言つてゐるわけでございます。端的に言へば、こんな法律は守られるわけがないじゃないかといふことばになるわけでございますけれども、この点についてはどうですか。

○本庄政府委員 第七条の第二項の「警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない」と要するに、十八歳未満の者または先ほどからお話のございました欠格事由に該当する者を警備業務に従事させてはならないという規定になつておりますが、この規定は、当該の人間が欠格事由に該当する人間を警備員に採用してはならないというところをうたつたのでございまして、その者が欠格事由に該当するかどうかという点につきましては、現在の日本の制度のもとにおきまして完全に知り得るようになつておりません。その者が欠格事由に該当するかどうかということにつきましては、たとえば、本人の経歴について、通常世間で行なわれている

ような調査を行ない、あるいは確認をする。あるいは本人から、自分はこの欠格事項に該当する者ではないという誓約書をとる。そういった、考えられる妥当な合理的な方法で確認するように努力をしてもらいたいという、こういういわゆる努力義務を課したものだと思ふ御理解をいただきたいと思ふ。

○桑名委員 第三条は努力義務でございますか。

○本庄政府委員 第三条でなくて、第七条です。先ほどの大阪の警備業者の要望は、業者が警備員を採用するにあたって、いわゆる欠格事項を知り得ないということについての意見だったというふうに、私、先生の質問を聞いておりました。したがって、これは第七条の問題になるのかと思っております。第三条につきましては、これは努力義務ではございません。

○桑名委員 そうでしよう。それで、第七条の中に「十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。」となつていますから、第七条が努力目標ということになれば、第三条も努力目標ということになりますよ。「十八歳」の部分はわかりますけれども。

○本庄政府委員 第三条は、「次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。」とあって、要するに、これはもう明確に禁止をした規定でございます。第三条のほうは努力義務ではございません。

○桑名委員 そうすると、第七条も努力義務じゃないでしよう。

○川崎説明員 お答えいたします。

第七条は、御案内のように、一項と二項に分かれております。一項の規定は、警備員になろうとするその者、本人についての義務規定でございます。十八歳に自分がかつてどうかとか、あるいは欠格事由に該当しているかどうかということ。を本人は十分承知できる筋合いのものでございますので、そういう者については警備員になつてはならないという禁止規定を設けているものでございます。第二項の規定は、業者についての義務規定でございます。

定でございますが、この規定の趣旨をいたしますところは、欠格事由に該当しておるといふことを知りながら警備員につけるといふことを禁止するといふことと、それから、そういうことのないように業者自身が所要の調査をいたしまして、そういう欠格事由に該当している者は警備員にならないようにする努力義務。この二つを課している規定であるといふふうに解しております。

○桑名委員 第三条の欠格事由は、絶対にこういう者であつてはならないといふことでしよう。そして、第七条で、そういうふうな人は警備員になることはできないし、あるいはまた、そういうことを知りながら業者は採用してはならない。そういう努力をしなさい。こういうことになるわけですか。

○川崎説明員 第三条の規定は、部長が御説明いたしましたように、業者として警備業を営んではならないという禁止規定でございます。それから、七条の第一項も、同様禁止規定でございます。それから、七条の二項が御質問の問題の点であらうといふふうに思ふわけでございますが、七条の二項につきましては、中身を申し上げました場合は、十八歳未満の者かどうかといふことの調査につきましては、住民票を取り寄せるなり、あるいは戸籍抄本を取り寄せるなりいたしまして、業者として調査が比較的簡単にできるものであらうと思ふわけでございます。そういうふうな調査をして、十八歳未満の者であるといふことを知りながら、なおかつ警備員になることを禁止する。あるいはまた、そういう調査をしなかつて十八歳未満の者を警備員につけるといふことをしないようにする努力義務、そういうものを課しているわけでございます。

問題は、前科に該当するかどうかといふことの調査についてであらうと思ふわけでございます。この点につきましては、部長が御説明申し上げましたように、現在の制度のもとにおきましては、民間におきまして、前科に該当しているかどうかといふことを調査することはそう簡単なことではない、容易ではないであらうといふふうに思ふわけでございます。この点につきましては、やはり十八歳未満の者について申し上げましたと同様に、この二項の規定の趣旨は、先ほど申し上げましたように、本人が、警備員になろうとする者が、欠格事由に該当する者であるといふことを業者が知りながら、なおかつその者を警備員につけることを禁止するといふことを趣旨にするものでございまして、あわせて、それについて必要な許された範囲内の調査努力をするという義務を課しておる規定でございます。

○桑名委員 そうなつてきますと、この大阪府警備保障事業連絡協議会が言っていることのほうがほんとうのようにとれちゃうのですよ。非常にむづかしいが、こういうふうな努力してくれ、こうなつてきますね。そうすると、調査してわからないと言へば、それまでになつちやうわけですか。

○川崎説明員 この規定は、御案内のように、そういう前科の欠格事由に該当する者は警備員として不適格であるという趣旨のもとに、そういう者を警備員にしないといふたまでで設けられた規定であるわけでございますが、それにつきまして、先ほど申し上げました最善の努力をしてもなおかつわからないという場合ににつきましては、一応この規定に違反にはならないといふふうに解しております。

○桑名委員 そうすると、この条項は非常に抜け道が多いということになりますね。

○川崎説明員 この規定が特にそういうふうな努力義務を課しておりますのは、通常の社員採用の場合における必要な調査、それだけでは足りませんよ、それ以上の、社会通念上考えられる必要な調査をしなさいよ、という意味を含めた規定であるといふふうに解しておるわけでございます。

○桑名委員 もうこの問題は、この程度にしておきたいと思ひますが、この問題は、第三条の「禁錮以上の刑に処せられ、云々」という問題でございしますが、いわゆる業務の内容から十二分に厳格に査定をしていただかなければならないことになると

のではないかと考えますので、その点も十二分に今後の問題として留意をしていただきたいと思ひます。

そこで、次の問題でございますが、チッソの株主総会の警備に当たつた警備業者の社長が、今後思想警備専門で伸びていきたいという発言をしておるそうでございますが、この点については、警察当局としての考え方はどうですか。

○本庄政府委員 その社長が申しおられます思想警備といふものが一体どういうことを言うのか、私ちょっとその点は理解しかねるわけでございしますが、思想警備あるいは特殊警備と、いろいろな名称で宣伝しておる会社もあるようでございしますが、私たちといたしましては、この法案に出ておりますような警備業務といふものを期待しておるわけでございまして、これに反するものにつきましてはこの法律に書いてありますような所要の措置をとつて、規制をして、適正な警備実施が行なわれるように万全の努力をいたしたいと考えております。

○桑名委員 この社長の思想警備といふことはどういふことか、私も明確にはわかりませんが、けれども、大体概略的にはわかるような気がするわけですが、そういうことで、こういう発言は非常に危険性がある発言だと思ひますので、ひとつ、十二分に留意をしておいていただきたいと思ひます。

と同時に、アメリカと日本では国内事情が違いますけれども、アメリカでは、ガードマンの規制が甘いばかりに、ガードマンの私設警察化がエスカレートして、治安の乱れと警察不信を招いたといふような実例があると聞いておりますので、この点は十二分に今後注意をしておかなければならない問題であらうと思ひます。

そこで、最後に、基本方針といふものをお聞きをしておきたいと思ふわけでございますが、警察法に対するこの法案が成立いたしましたとしても、先ほどから、あるいは前々日から、いろいろこの問題につきましても審議が行なわれているわけでございますが、まだまだ完全なものではないと断

定しても間違いないと思うわけでございます。先ほどの御答弁の中にも、今後の推移を見ながら云々というおことがございましたように、今後に残された具体的な問題がたくさんあるわけでありまして。それと同時に、これが発足した後に、具体的にいろいろな問題が出てくるかと思ひますが、今後、この警備業に対していかなる方針のもとに指導をしていくか考えなかつたか。言うなれば、こういった業者の指導、育成についてはこういう形で持っていきたいという基本的な考えがあればそれを明らかにしておいていただきたいと思ひます。これは長官からがいいと思ひますので、よろしく願ひします。

○後藤田政府委員 御案内のように、最近雨後のタケノコのように警備会社あるいは警備保障会社というものがどんどんできておるわけです。これは、営業自由ですからやむを得ません。しかしながら、その業務の内容から見ても、いまにして何らかの規制を加えなければ、これはとんでもないことになるおそれがあるということで、私どもとしては、今回立法を考えたわけなんです。

そこで、何ぶんにも対象が千差万別、大小さまざまです。また、その業務の内容も、当初に御質問がありましたように、警備のものあれば、保障のものもあるし、あるいは調査といったようなものもあるといったようなことで、千差万別である。今日ともかくこのまま放置できない。今日弊害を流しておる面、つまり、言へば、有形力を行使して財産等の管理を引き受けておる面、これが非常に問題を起こしておると思ひます。そこで、私どもとしては、いろいろ落ちなくめたいんだけれども、何ぶんにもそういった千差万別の状況もあり、このまま放置できない。そこで、一番弊害のある面についてだけ最小限の規制をこの際やりたい。そして、それによってこの法律がお認め願へば、この法律を根拠にして、まず行政指導を徹底したい。その上で、推移を見て、これでは不十分である、あるいはこの点は不要であるといったような点があれば、それは、私

は、今後の推移をまつて検討をし直していききたい。今日のこの警備業というものは、正直言つて、必ずしも望ましい仕事だとは私は思つておりません。これは警備会社の人に聞かれればおしかりを受けるかもしれませんけれども、これは私どもが反省しなければならぬ事柄であるというくらいに私は思つております。しかし、やはり社会の需要があり、また、私どもも十分手が届きかねる。また、それぞれの個人なり団体は、自分自身の財産なり、安全なりは、自分自身で守るという基本的な権利があるんだ、それをこういつた業態にまかせるのが今日の社会の実態であり、経済的な必要性だということであるならば、そのあるという前提をやはり認めながら、適正な規制によって正しい業務運営に導いていきたい。これが私の今日の将来に対する一応の方針でございます。

当初に御質問がありましたように、補償等についても実はやりたいなということも考えました。しかし、いかにも対象が千差万別だ。あるいは許可制度のお話もあったのです。これは許可にしても一向——これは立法政策の問題だと思ひます。御質問の点は、私よくわかるのです。しかしながら、今日ここであまりにもきびしいものをやったら、今日ここであまりにもきびしいものをやったら、ときには、これはみんな会社をつぶしてしまう結果にもなりかねない。そこで私どもが踏み切るのはいささか無理があるだろう。やはり、最小限の規制によって、まず、ともかく健全化をはかっていきたい。そういうことで補償の面も実は除いたわけです。

さらに言えば、私は、調査業務に非常に問題があると思ひます。端的に言うならば、これははっきりとやっているとありますけれども、今日、探偵社なるものがたくさんあります。これは探偵業務だけやっております。しかし、この警備保障会社だつて、調査業務という内容で、この面に進出していく可能性が十分あります。これはほとんど私どもが見ていかないと、将来大きな問題になるだろう。問題になる萌芽がある。こう思ひます。これらの点についても、私は、将来の私ども

の課題としてやっていきたい。さしあたりは、ただいまお答えいたしましたような次第でございますので、いろいろな点について、これは不十分でないかと、いろいろな御議論があると思ひますが、そこらは、今日の実態から見ても、ひとつぜひ御理解を賜りたいと、かように考えております。

○桑名委員 以上で終わります。

○大野委員長 次回は、来たる十八日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会